参 考

# 再発防止対策の具体的行動計画 【全社共通】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| コンプライアンス最優先の徹底 | ○コンプライアンス経営推進宣言 2－②（日常業務化） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 信頼回復・企業再生に向けた取り組みを進めるにあたり，コンプライアンス経営推進の責務について自覚を促し，その意識を高めるため，役員および各組織の責任者が誓約を行う。 | ●コンプライアンス経営推進宣言 〔完 了〕<br>●コンプライアンス遵守の誓約 【日常業務化】<br>①役員および組織の責任者による「コンプライアンス経営推進誓約書」への署名を計画どおり人事異動時に実施していることが確認され，また，年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化とする。<br>（前回報告時には「現行内容継続」施策としたが，全社コンプライアンス推進計画に織り込みＰＤＣＡを回すことにより，「日常業務化」施策に移行）<br>②コンプライアンス遵守の誓約について，全社コンプライアンス推進計画に明記し，評価・改善を行っていく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○企業倫理委員会の機能強化 1－①（完了） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 社外委員を増員するとともに，審議事項の見直しを行う等，企業倫理委員会の機能強化を図る。<br>また，審議概要を公開し，審議の透明性を高める。<br>a．社外委員の増員<br>b．審議事項の充実<br>c．審議概要の社外への公開 | 〔完 了〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○コンプライアンス強調月間の設定 2－②（日常業務化）←評価未実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | コンプライアンス強調月間を設定し，継続的な意識向上を図る。 | 職場実態・社員意識調査結果を踏まえ，必要に応じてH19年度実施内容を見直しのうえ，11月に「コンプライアンス強調月間」を実施する。<br>年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。 | 〔平成19年度実施内容の評価〕<br>職場実態・社員意識調査を実施し，「職場のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が前年並以上となっていることで，各職場におけるコンプライアンス意識の浸透度を評価する。 | コンプライアンス推進部門 | 全社 | 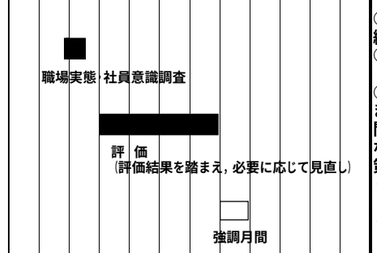 | | | | | | | | | | | | 《実施状況》<br>○全社コンプライアンス推進計画に織り込み（4/24）<br>○職場実態・社員意識調査の実施（5/27～6/9）<br>○職場実態・社員意識調査結果を踏まえ，当初計画どおり11月に強調月間を実施（10/24実施文書を発信）。なお，職場の繁忙感も考慮し一部施策の実施時期をずらすこととした。<br>《課題・問題点》<br>－<br>《見直し内容》<br>－ | 《主管部門評価結果》<br>・平成20年度の意識調査結果において，「職場のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が前年に比べ上昇しており（+2.9p），コンプライアンス強調月間の設定およびその諸施策の効果があがり，各職場におけるコンプライアンス意識の浸透度が高まっているものと評価。<br>《内部監査部門評価結果》<br>以下の状況を確認した結果，日常業務化されることは妥当であると評価する。<br>○ ルール化の状況<br>全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。<br>○ 実施状況<br>11月をコンプライアンス強調月間に設定し，コンプライアンスに対する社員の意識喚起，一連の不適切事案から得た教訓の風化防止のための諸施策が実施されていることを確認した。また，職場実態・社員意識調査等を実施し，職場におけるコンプライアンス意識の浸透度の評価を行っていることを意識調査結果により確認した。<br>○ 継続的改善の状況<br>全社コンプライアンス推進計画にコンプライアンス強調月間を明記して実施し，職場実態・社員意識調査等により施策の評価を行い，適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。 | 【日常業務化】<br>①来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画へ継続的に織り込むことにより日常業務化とする。<br>②全社コンプライアンス推進計画（P）にもとづき実施し（D），職場実態・社員意識調査等により施策の評価(C)を行い，より実効性を高め，マンネリ化を防ぐべく，適宜具体的内容の見直し（A）を行う。 |
| | ○コンプライアンス意識が習慣として根付く仕組みづくり 2－②（日常業務化）←評価未実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 全社員が常にコンプライアンスを自分の問題として意識するよう，日々の業務において，社員一人ひとりが法令遵守や企業倫理綱領に示す社員行動規範について考え，自らの行動を振り返る仕組みを設ける。 | ＰＣ画面を利用した「3つの行動」の意識付けや風化防止ビデオの放映による意識喚起を行う。（職場実態・社員意識調査結果を踏まえ，必要に応じ，実施内容を追加・見直し）<br>年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。 | 〔平成19年度実施内容の評価〕<br>職場実態・社員意識調査を実施し，「社員個人のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が前年並以上となっていることで，社員へのコンプライアンス意識の浸透度を評価する。 | コンプライアンス推進部門 | 全社 | 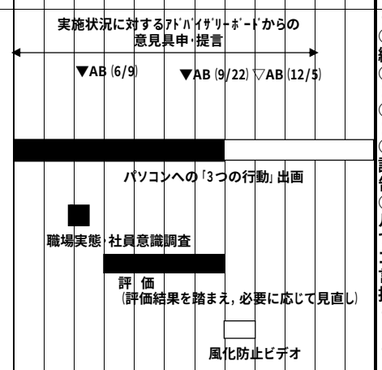 | | | | | | | | | | | | 《実施状況》<br>○全社コンプライアンス推進計画に織り込み（4/24）<br>○パソコン画面を利用した仕組み（H19年7月～）<br>○職場実態・社員意識調査の実施（5/27～6/9）<br>○実施状況および職場実態・社員意識調査結果をｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰﾎﾞｰﾄﾞに報告（9/22）<br>○強調月間には，今年度リニューアルした風化防止ビデオを全事業所等で視聴するとともに，パソコン画面にコンプライアンス行動を促す名言・格言等を紹介し（週2回程度），意識高揚を図る（10/24実施文書を発信）。<br>《課題・問題点》<br>－<br>《見直し内容》<br>－ | 《主管部門評価結果》<br>・平成20年度の意識調査結果において，「社員個人のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が前年に比べ上昇しており（+2.5p），ＰＣ画面への出画，風化防止ビデオ等の効果があがり社員のコンプライアンス意識の浸透度が着実に高まっているものと評価。<br>《内部監査部門評価結果》<br>以下の状況を確認した結果，日常業務化されることは妥当であると評価する。<br>○ ルール化の状況<br>全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。<br>○ 実施状況<br>ＰＣ画面を利用した「3つの行動」の意識付けや風化防止ビデオの放映により意識喚起が行われていることを確認した。また，職場実態・社員意識調査等を実施し，社員のコンプライアンス意識の浸透度の評価を行っていることを意識調査結果により確認した。<br>○ 継続的改善の状況<br>本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け，年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込み実施し，職場実態・社員意識調査等により施策の評価を行い，適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。 | 【日常業務化】<br>①本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け，来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画にコンプライアンス強調月間を継続的に織り込むことにより日常業務化とする。<br>②全社コンプライアンス推進計画（P）にもとづき実施し（D），職場実態・社員意識調査等により施策の評価(C)を行い，より実効性を高め，マンネリ化を防ぐべく，適宜具体的内容の見直し（A）を行う。 |

参 考

# 再発防止対策の具体的行動計画 【全社共通】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

| 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○経営層等を対象とした研修の充実　2－②（日常業務化）←現行内容継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 判断能力および率先垂範意識の向上に向け，経営層，事業所長等に対して，専門家による講義形式の研修や企業経営に関わる不適切事案を題材とした討議形式の研修を実施する。 | 内容の充実を図り実施したH19年度研修については，受講者の評価も高かったことから，H20年度は，H19年度の内容をベースに，研修効果の向上に向けた改良を加え，講義形式・討議形式の研修を実施する。<br>年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。 | 研修実施の都度，アンケートを実施し，研修効果があったとの評価（5段階評価の上位2段階）の割合が70％以上あることにより，効果を評価する。 | コンプライアンス推進部門 | ①経営層<br>②グループ企業トップ<br>③コンプライアンス推進責任者（事業所長クラス） | | | | ▼研修実施・評価<br>▼研修実施・評価<br>▼研修実施・評価 | ▼研修実施・評価 | ▽研修実施・評価<br>▽研修実施・評価<br>▼研修実施・評価 | | | | | | 《実施状況》<br>○全社コンプライアンス推進計画に織り込み（4/24）<br>○経営層，グループ企業トップ，コンプライアンス推進責任者（事業所長クラス），本社部長・MGを対象としたコンプライアンス特別研修として，社外講師による講義研修を実施。（6/30）<br>○コンプライアンス推進責任者・推進役（事業所長等）を対象に，コンプライアンス強調月間施策の職場展開等に向けた研修を実施。（10/8～22，計7回）<br>○強調月間に経営層（11/8），グループ企業トップ(11/7)を対象とした討議形式の研修を実施する。<br>《課題・問題点》<br>－<br>《見直し内容》<br>－ | 《主管部門評価結果》<br>・平成19年度の研修後に実施したアンケートにおいて，判断能力，率先垂範意識の向上等に効果があったとの評価が90％であり，研修の実効性が高く評価された。平成20年6月に実施した研修についても，今後のコンプライアンス経営の推進に役立つ内容であったとの評価が94％であり，来年度以降も全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化する。<br><br>《内部監査部門評価結果》<br>以下の状況を確認した結果，日常業務化されることは妥当であると評価する。<br>○ ルール化の状況<br>全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。<br>○ 実施状況<br>経営層，グループ会社トップ，コンプライアンス推進責任者，本社部長・MGを対象とした研修が実施されたことを確認した。また，研修後のアンケートを実施し研修の実効性の評価を行っていることをアンケート結果により確認した。<br>○ 継続的改善の状況<br>本施策を全社共通のコンプライアンス研修の一施策と位置付け，年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込み実施し，受講者アンケートにより施策の評価を行い，適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。 | 【日常業務化】<br>①本施策を全社共通のコンプライアンス研修の一施策と位置付け，来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に同研修を継続的に織り込むことにより日常業務化とする。<br>②全社コンプライアンス推進計画（P）にもとづき実施し（D），研修実施の都度，受講者アンケートを実施することにより，施策の評価(C)を行い，より実効性を高め，マンネリ化を防ぐべく，適宜具体的内容の見直し（A）を行う。 |

参　考

# 再発防止対策の具体的行動計画　【全社共通】

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度（上期：4月～9月，下期：10月～3月） | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ○職場展開のための研修の充実　2－②（日常業務化）←評価未実施 | | | | | | | | |
| | 職場での効果的な研修や問題への適切な対応を行うため，コンプライアンス推進役（事業所副所長クラス）を対象とした研修の充実を図る。<br>また，e-ラーニング（パソコンを活用した研修）により職場での研修を充実する。 | a．コンプライアンス推進役研修<br>内容の充実を図り実施したH19年度研修については，受講者の評価も高かったことから，H20年度は，H19年度の内容をベースに，職場実態・社員意識調査結果を踏まえて必要に応じた研修内容の見直しを行い，相談対応研修や教育インストラクター研修等を実施する。<br>年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。 | 研修実施後の受講者アンケートで研修効果があったとの評価（5段階評価の上位2段階）の割合が70%以上であることにより，効果を評価する。<br><br>【平成19年度実施内容の評価】<br>職場実態・社員意識調査により，職場におけるコンプライアンス意識の定着度合い等を把握する。（研修実施後の受講者アンケートについては実施・評価済） | コンプライアンス推進部門 | コンプライアンス推進役（事業所副所長クラス） | ▼研修実施・評価　▼研修実施・評価<br>コンプライアンス推進計画による事業所での展開<br>職場実態・社員意識調査<br>評　価（評価結果を踏まえ，必要に応じて見直し） | 《実施状況》<br>○コンプライアンス推進役研修を4/14，15，16に実施し，コンプライアンス推進の枠組み，コンプライアンス推進役の役割，内部通報対応のためのカウンセリングスキル等について，社内および社外講師による研修を実施。研修後に受講アンケートを実施。<br>○全社コンプライアンス推進計画に織り込み（4/24）<br>○各事業所においてコンプライアンス推進役等が講師となり，副長を対象とする研修を実施（5月～7月）<br>○職場実態・社員意識調査の実施（5/27～6/9）<br>○コンプライアンス推進責任者・推進役（事業所長等）を対象に，コンプライアンス強調月間施策の職場展開等に向けた研修を実施。（10/8～22，計7回）<br>○強調月間には，「職場実態・社員意識調査」結果に基づく自職場の強み・弱みを踏まえた話し合い研修の他，2つの選択メニューを用意し，各職場の状況・ニーズに応じて適宜実施する（10/24実施文書を発信）。<br>《課題・問題点》　－<br>《見直し内容》　－ | 《主管部門評価結果》<br>・平成19年度の研修後に実施したアンケートにおいては，コンプライアンスに関する判断力，職場展開力の向上等に効果があったとの評価（5段階評価の上位2段階）の割合が80%（計2回の平均）となっており，また，平成20年度の意識調査結果においても，「上長のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が前年に比べ上昇（+1.7p）していることから，この研修の効果があがり職場におけるコンプライアンス意識が維持・向上しているものと評価。<br>・なお，平成20年度についても，4月に実施した研修後のアンケートにおいて，コンプライアンス研修全体について参考になったと回答した人の割合は92%となっており，実効性は高く評価されている。<br><br>《内部監査部門評価結果》<br>以下の状況を確認した結果，日常業務化されることは妥当であると評価する。<br>○ ルール化の状況<br>全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。<br>○ 実施状況<br>コンプライアンス推進役研修を社内および社外講師により実施されていることを確認した。また，研修後のアンケートを実施し研修の実効性の評価を行っていることをアンケート結果により確認した。<br>さらに，職場実態・社員意識調査等を実施し，職場におけるコンプライアンス意識の維持・向上状況についての評価を行っていることを意識調査結果により確認した。<br>○ 継続的改善の状況<br>本施策を全社共通のコンプライアンス研修の一施策と位置付け，年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込み実施し，受講者アンケートや職場実態・社員意識調査等より施策の評価を行い，適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。 | 【日常業務化】<br>①本施策を全社共通のコンプライアンス研修の一施策と位置付け，来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に同研修を継続的に織り込むことにより日常業務化とする。<br>②全社コンプライアンス推進計画（P）にもとづき実施し（D），研修実施後の受講者アンケートや職場実態・社員意識調査等の実施により，施策の評価(C)を行い，より実効性を高め，マンネリ化を防ぐべく，適宜具体的内容の見直し（A）を行う。 |
| | | b．e-ラーニング<br>内容の充実を図り実施したH19年度研修については，受講者の評価も高かったことから，H20年度は，H19年度の内容をベースに，職場実態・社員意識調査結果を踏まえて必要に応じた研修内容の見直しを行い，e－ラーニングを実施する。<br>年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。 | 研修実施後の受講者アンケートで，研修効果があったとの評価（5段階評価の上位2段階）の割合が70%以上あることにより，効果を評価する。<br><br>【平成19年度実施内容の評価】<br>職場実態・社員意識調査により，職場におけるコンプライアンス意識の定着度合い等を把握する。（研修実施後の受講者アンケートについては実施・評価済） | コンプライアンス推進部門 | 全社 | 職場実態・社員意識調査<br>評　価（評価結果を踏まえ，必要に応じて見直し）<br>e-ラーニング実施・評価 | 《実施状況》<br>○全社コンプライアンス推進計画に織り込み（4/24）<br>○職場実態・社員意識調査の実施（5/27～6/9）<br>○e－ラーニングの実施（10/1～11/30）<br>《課題・問題点》<br>－<br><br>《見直し内容》<br>○今年度は，知識取得ではなく実践に向けた気付きを得る内容とし，「3つの行動」のうち「率直に話します」を主題に，コミュニケーションの円滑化を図るためのヒントを学習。<br>○強調月間中の社員の負荷軽減のため，開始時期を2カ月前倒しする計画としていたが，準備作業のため1カ月前倒し，10月から実施。 | 《主管部門評価結果》<br>・平成19年度に実施したeラーニングの受講アンケートにおいて，受講して「参考になった」「やや参考になった」との回答の割合は93%となっており，研修の効果が高く評価されている。<br>・また，平成20年度の意識調査結果においても，「上長のコンプライアンス意識」等に関する質問項目の評価が前年に比べ上昇しており（+1.7p），eラーニングの効果があがり職場におけるコンプライアンス意識が維持・向上しているものと評価。<br><br>《内部監査部門評価結果》<br>以下の状況を確認した結果，日常業務化されることは妥当であると評価する。<br>○ ルール化の状況<br>全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。<br>○ 実施状況<br>e―ラーニング（H19）が実施されたことを通知文により確認した。また，研修後５００名を対象にアンケートを実施しe―ラーニングの実効性の評価を行っていることをアンケート結果により確認した。<br>○ 継続的改善の状況<br>本施策を全社共通のコンプライアンス研修の一施策と位置付け，年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込み実施し，受講者アンケートや職場実態・社員意識調査等より施策の評価を行い，適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。 | 【日常業務化】<br>①本施策を全社共通のコンプライアンス研修の一施策と位置付け，来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に同研修を継続的に織り込むことにより日常業務化とする。<br>②全社コンプライアンス推進計画（P）にもとづき実施し（D），研修実施後の受講者アンケートや職場実態・社員意識調査等の実施により，施策の評価(C)を行い，より実効性を高め，マンネリ化を防ぐべく，適宜具体的内容の見直し（A）を適宜行う。 |

# 再発防止対策の具体的行動計画 【全社共通】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度（上期：4月～9月，下期：10月～3月） | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不正・不具合を顕在化させ，改善する仕組みづくり | ○内部通報制度の充実 1－①（完了） | | | | | | | | |
| | 社外企業倫理相談窓口を設置するとともに，調査方法を見直し，内部通報制度の充実を図る。<br>a．社外企業倫理相談窓口の設置<br>b．調査方法の見直し | 【完 了】 | | | | | | | |
| | ○隠すより言い出すことにインセンティブが働く仕組みづくり 1－①（完了）←評価未実施 | | | | | | | | |
| | 不適切な事案が発生した場合，積極的に言い出して適切な対処を施すインセンティブが働くような仕組みづくりに取り組む。 | a．懲戒処分における判断要素の明文化（懲戒取扱要則）<br>b．不適切事案の調査にあたっての取扱いの明確化<br>社員意識・職場実態調査結果を踏まえ，必要に応じて施策の見直しを検討・実施する。 | 【平成19年度実施内容の評価】<br>職場実態・社員意識調査を実施し，「違反行為の言い出しやすさ」等に関する質問項目の評価が前年並以上となっていることで，違反行為の言い出しやすさ等の状況を評価する。 | コンプライアンス推進部門<br>人材活性化部門 | 全社 | 実施状況に対するｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰﾎﾞｰﾄﾞからの意見具申・提言<br>▼AB（6/9）<br>▼AB（9/22）<br>▽AB（12/5）<br>職場実態・社員意識調査<br>評価 | 《実施状況》<br>【平成１９年度実施状況】<br>a：平成２０年１月２２日に懲戒取扱要則を一部改正<br>b：aの改正内容と合わせ不適切事案の調査にあたっての取り扱いについて全社通知<br>取り組みの具体的内容を部門ホームページへ掲載するとともに所属長が社員周知資料をもとに所属員へ職場会議等を通じて説明<br>○職場実態・社員意識調査の実施（5/27～6/9）<br>○施策の実施状況および意識調査結果についてアドバイザリーボードへ報告（6/9，9/22）<br>《課題・問題点》<br>－<br>《見直し内容》<br>－ | 《主管部門評価結果》<br>・意識調査結果において，「違反行為の言い出しやすさ」等に関する質問項目の評価が前年に比べ大きく上昇しており（+5.8p），「懲戒取扱要則」を改正し，「自発的申告や意図的隠ぺいの有無」等を判断要素として明文化する等による効果があがり，違反行為の言い出しやすさ等の状況が改善しているものと評価。<br><br>《内部監査部門評価結果》<br>以下の状況を確認した結果，施策を完了することは妥当であると評価する。<br>○ルール化の状況<br>「懲戒取扱要則」を改正し，「自発的申告や意図的隠ぺいの有無」等を判断要素として明文化するとともに，不適切事案調査時の申告者に配慮した取扱いを社内周知していることを確認した。<br>○実施状況<br>懲戒制度に関する取組み等を分かりやすく整理した資料を作成し，所属長から所属員に説明するよう通知したこと，また同資料を部門ホームページに登録しいつでも参照できることを確認した。 今年度の職場実態・社員意識調査結果に基づく「隠すより言い出すことにインセンティブが働く仕組みづくり」の施策評価は前年度から5.8ポイントと大幅に向上し，評価の対象とする個別調査項目もすべてポイントが向上しており，施策の実施が有効であることを確認した。<br>○施策完了後の取組み<br>施策完了後も，継続実施する職場実態・社員意識調査により「隠すより言い出すことにインセンティブが働く仕組みづくり」に関する評価を継続的に行う予定であることを確認した。 | a：懲戒処分における判断要素の明文化（懲戒取扱要則）…【完了】<br><br>b：不適切事案の調査にあたっての取扱いの明確化…【完了】 |
| | ○不具合等が発生した場合の対応方法の明確化 2－⑤（評価未実施） | | | | | | | | |
| | 新たな不適切事案発生時の対応方法の明確化 | 【完 了】 | | | | | | | |
| | 不適切な事案の情報や事故情報を共有化し，業務運営に活用できる仕組みを整備 | a．不適切な事案の情報の共有化<br>①保安情報を共有するデータベースの運用状況確認<br>②保安規程に基づき，日常業務として運用を継続 | データベースの運用改善に関するアンケート調査により有効に運用されているかを評価する。 | 経営企画部門 | 原子力部門<br>火力部門<br>水力部門<br>送変電部門<br>販売事業部門<br>通信部門 | 運用状況の確認（適宜改善）<br>▼打合せ<br>アンケート調査<br>運用見直し<br>運用周知 | 《実施状況》<br>○データベース運用中。<br>○登録件数：8件（10月末時点）<br>○運用状況に関するアンケート実施（8/29～9/12）<br>○今後の運用に関する打合せ開催（9/28）<br>《課題・問題点》<br>○アンケート結果や打合せでの意見・要望に対する対策（入力項目追加や関係資料登録等）を実施し，運用の周知・徹底を図る<br>《見直し内容》<br>○運用変更と入力項目追加（判断日や理由等）を反映した運用要領「保安情報データベースの運用方法について」を作成中 | 《主管部門評価結果》<br><br>《内部監査部門評価結果》 | |
| | | b．事故情報の共有化<br>① 一元化した情報の水平展開<br>② 運用状況の評価<br>利用状況アンケート（H20/9）を踏まえ，必要により運用ルール等の見直しを行う。<br>『全社事故情報検索システム』操作マニュアルにより運用する。 | 【平成19・20年度実施内容の評価】<br>一元化した情報の利用状況について各部門にアンケートを実施し，共有化した情報が事故の再発防止に活用されていることを確認する。 | 流通事業本部 | | ①一元化した情報の水平展開<br>▼②利用状況アンケート（9/2～30）<br>②運用状況の評価 | 《実施状況》<br>○「全社事故情報検索システム」運用中（H19/10/23～）<br>○登録件数：273件(+4)（10月末時点）<br>○利用状況に関するアンケート実施（9/2～30）<br>○調査結果を基に運用状況の評価を整理中<br>《課題・問題点》<br>－<br>《見直し内容》<br>－ | 《主管部門評価結果》<br><br>《内部監査部門評価結果》 | |

# 再発防止対策の具体的行動計画　【全社共通】

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は<br>実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度<br>上期：4月 5月 6月 7月 8月 9月　下期：10月 11月 12月 1月 2月 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ○業務点検を行う機会の設定　2－②（日常業務化）←評価未実施 | | | | | | | | |
| | 適正な業務運営を徹底するため，コンプライアンス強調月間等に合わせ，法令・協定等遵守の観点から，各職場で業務を点検する機会を設ける。 | 「ルール等に関する各職場での話し合いによる業務の適切性確認」をコンプライアンス強調月間の期間中を中心に実施する。<br>職場実態・社員意識調査を踏まえ，必要に応じて実施期間や実施方法を見直しする。<br>年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。 | 【平成19年度実施内容の評価】<br>職場実態・社員意識調査を実施し，「実態と乖離したルールの存在」等に関する質問項目の評価が前年並以上となっていることで，ルール等に対する意識を評価する。 | コンプライアンス推進部門 | 全社 | 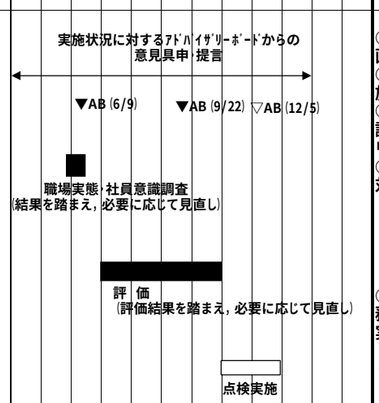 | 【実施状況】<br>○全社コンプライアンス推進計画に織り込み（4/24）<br>○職場実態・社員意識調査の実施（5/27～6/9）<br>○施策の実施状況および意識調査結果についてアドバイザリーボードへ報告（6/9，9/22）<br>○各職場からの意見・要望への対応状況（10月末）<br>意見・要望　　：約７３０件<br>見直し検討完了<br>（完了見込み含む）：約６８０件<br>見直しするもの　：約１７０件<br>（うち見直し完了：　約７０件）<br>○１１月～１２月に昨年同様「業務の適切性確認」を実施（10/28実施文書を発信）。<br><br>【課題・問題点】<br>－<br>【見直し内容】<br>－ | 【主管部門評価結果】<br>・平成19年度の「業務の適切性確認」の実施により，各職場から計730件の意見・要望が出されたことから，各職場での業務点検が有効になされたものと評価。<br>・また，平成20年度の意識調査結果においても，関連質問項目の評価は前年並み（+0.3p）となっており，ルール等に対する意識は維持されているものと評価。<br>・なお，上記関連項目の中で，「実態と乖離した社内ルールの存在」の評価が前年と比べ低下している（▲4.2p）が，同質問は「どちらともいえない」の回答割合が大きく低下（62%→36%）しており，これまでルールについてあまり意識しなかった層が，本施策により問題意識を持つようになったと考えられることから，施策の効果が表れた結果であると評価。<br><br>【内部監査部門評価結果】<br>以下の状況を確認した結果，日常業務化されることは妥当であると評価する。<br>○ ルール化の状況<br>全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。<br>○ 実施状況<br>「ルール等に関する各職場での話し合いによる業務の適切性確認」が実施されたことを確認した。また，また，職場実態・社員意識調査等を実施し，施策の評価を行っていることを意識調査結果により確認した。<br>○ 継続的改善の状況<br>本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け，年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込み実施し，職場実態・社員意識調査等より施策の評価を行い，適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。 | 【日常業務化】<br>①本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け，来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画へ継続的に織り込むことにより日常業務化とする。<br>②全社コンプライアンス推進計画（P）にもとづき実施し（D），職場実態・社員意識調査等により施策の評価(C)を行い，より実効性を高め，マンネリ化を防ぐべく，適宜具体的内容の見直し（A）を行う。 |
| 悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり | ○本社による現業機関へのサポートの強化　2－②（日常業務化）←評価未実施 | | | | | | | | |
| | 現業機関が抱える業務プレッシャーなどの悩みについて，気軽に相談し解消できるよう，本社が現業機関へ積極的にサポートする仕組みの整備や，経営層を含めた本社・現業機関の交流機会の充実等を図る。 | a．本社が現業機関へ積極的にサポートできる仕組みの整備<br>本社相談窓口における相談対応を実施し，本社取り纏め箇所（経営企画部門）が実施状況の把握を行い，経営層への報告を行う。<br>職場実態・社員意識調査結果を踏まえて，必要に応じて仕組みの見直しを行う。<br>①社員意識・職場実態調査<br>②評価<br>（以下，必要に応じて実施）<br>③改善策の策定<br>④改善策の実施<br>本社相談窓口の具体的な取扱いを全社公開し運用することにより，日常業務化を図る。 | 【平成19年度実施内容の評価】<br>職場実態・社員意識調査を実施し，「本社と現業機関とのコミュニケーション」等に関する質問項目の評価が前年並以上であることで，本社と現業機関のコミュニケーションの状況を評価する。 | 経営企画部門 | 全社 | | 【実施状況】<br>○職場実態・社員意識調査の実施（5/27～6/9）<br>○施策の実施状況および意識調査結果についてアドバイザリーボードへ報告（6/9，9/22）<br>○意識調査結果を踏まえ，各業務主管箇所から現業機関等への指示・報告依頼の内容・方法等について，各組織の相談窓口を活用し適正化を図る取り組みについて全社通知（10/2）<br>【課題・問題点】<br>○意識調査の結果，本社からの目的・内容が不明確な指示・報告等に対する改善要望が多数挙げられた。<br>【見直し内容】<br>○指示・報告依頼の内容・方法等が不適切と考えられるものを相談窓口の受付対象とすることおよびその適正化の方法を明確化した。 | 【主管部門評価結果】<br>・平成20年度の意識調査結果において，「本社と現業機関とのコミュニケーション」等に関する質問項目の評価は前年と比べ大きく上昇しており（+4.4p），本社と現業機関のコミュニケーションの状況が改善しているものと評価。また，意識調査で出された要望についても改善を図っている。<br><br>【内部監査部門評価結果】<br>以下の状況を確認した結果，日常業務化されることは妥当であると評価する。<br>○ ルール化の状況<br>本社相談窓口が設置され相談対応が実施されていることを確認した。<br>○ 実施状況<br>職場実態・社員意識調査等を実施し，「本社と現業機関とのコミュニケーション」等に関する評価を行うとともに，課題・問題点についても把握し，相談窓口を活用した問題点の改善が実施されていることを確認した。<br>○ 継続的改善の状況<br>相談窓口の設置について，イントラネット・電話帳および全社掲示板に掲載することにより継続的に実施される仕組みが構築されている。また，職場実態・社員意識調査等により施策の評価を行い，より実効性を高め，マンネリ化を防ぐべく，施策の見直しを行うことを確認した。 | 【日常業務化】<br>①相談窓口の仕組みを全社通知し，イントラネット・電話帳および全社掲示板に掲載することにより相談窓口が認知され，機能していることを確認した。<br>②恒常的に相談窓口を設置し（D），職場実態・社員意識調査等を実施することにより，施策の評価(C)を行い，より実効性を高め，マンネリ化を防ぐべく，適宜活用策の提案や施策の見直し（A・P）を行う。 |
| | | b．役員事業所訪問などの交流<br>年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。 | 【平成19年度実施内容の評価】<br>職場実態・社員意識調査を実施し，「経営層の考えの伝達度」等に関する質問項目の評価が前年並以上であることで，経営層の考え方の浸透度等を評価する。 | コンプライアンス推進部門 | | 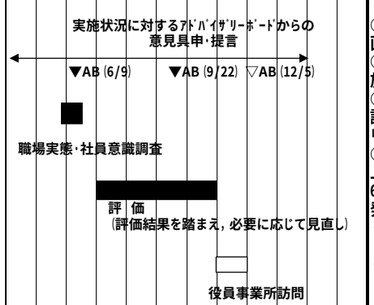 | 【実施状況】<br>○全社コンプライアンス推進計画に織り込み（4/24）<br>○職場実態・社員意識調査の実施（5/27～6/9）<br>○施策の実施状況および意識調査結果についてアドバイザリーボードへ報告（6/9，9/22）<br>○強調月間に昨年同様常務以上全取締役により現業機関等62ヵ所を訪問（10/24実施文書を発信）。<br>【課題・問題点】<br>－<br>【見直し内容】<br>－ | 【主管部門評価結果】<br>・平成20年度の意識調査結果において，「経営層の考えの伝達度」等に関する質問項目の評価が前年に比べ大きく上昇しており（+7.1p），役員事業所訪問の効果があがり経営層の考え方の浸透度が高まっているものと評価。<br><br>【内部監査部門評価結果】<br>以下の状況を確認した結果，日常業務化されることは妥当であると評価する。<br>○ ルール化の状況<br>全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。<br>○ 実施状況<br>「役員による事業所訪問」が実施されたことを確認した。また，職場実態・社員意識調査等を実施し，経営層の考え方の浸透度の評価を行っていることを意識調査結果により確認した。<br>○ 継続的改善の状況<br>本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け，年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込み実施し，職場実態・社員意識調査等より施策の評価を行い，適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。 | 【日常業務化】<br>①本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け，来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画へ継続的に織り込むことにより日常業務化とする。<br>②全社コンプライアンス推進計画（P）にもとづき実施し（D），職場実態・社員意識調査等により施策の評価(C)を行い，より実効性を高め，マンネリ化を防ぐべく，適宜具体的内容の見直し（A）を行う。 |

# 再発防止対策の具体的行動計画 【全社共通】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は<br>実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度<br>上期 4月 5月 6月 7月 8月 9月<br>下期 10月 11月 12月 1月 2月 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ○職場でのコミュニケーションの充実 2－②（日常業務化）←評価未実施 | | | | | | | | |
| | 社員が職場で抱える悩みについて，躊躇なく相談できるよう，定期的なグループディスカッションといった，上司・部下，同僚同士で，より良好にコミュニケーションを図ることのできる仕組みづくりに取り組む。 | 職場実態・社員意識調査を実施し，分析結果の各職場へのフィードバック等を実施する。<br>年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込むことにより日常業務化を図る。 | 【平成19年度実施内容の評価】<br>職場実態・社員意識調査を実施し，「職場の風通しのよさ」等に関する質問項目の評価が前年並以上であることで，職場のコミュニケーションの状況を評価する。 | コンプライアンス推進部門 | 全社 | 実施状況に対するｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰﾎﾞｰﾄﾞからの意見具申・提言<br>▼AB（6/9） ▼AB（9/22） ▽AB（12/5）<br>職場実態・社員意識調査<br>評 価<br>（評価結果を踏まえ，必要に応じて見直し）<br>各職場へのフィードバック<br>グループディスカッション実施 | 【実施状況】<br>○全社コンプライアンス推進計画に織り込み（4/24）<br>○職場実態・社員意識調査の実施（5/27～6/9）<br>○調査結果の経営層への報告（8/27）<br>○施策の実施状況および意識調査結果についてアドバイザリーボードへ報告（6/9，9/22）<br>○各職場において，マネージャー・課長以上を対象に職場実態・社員意識調査結果に基づく話し合いを実施（10月下旬～11月上旬）<br>○各事業所等の「職場実態・社員意識調査」結果に基づき，自職場の強み・弱みについてグループディスカッションを実施する（10/24実施文書を発信）。<br>【課題・問題点】<br>－<br>【見直し内容】<br>○企業倫理委員会の意見を踏まえ，各事業所等の「職場実態・社員意識調査」結果に基づき，自職場の強み・弱みについてグループディスカッションを実施する。 | 【主管部門評価結果】<br>・平成20年度の意識調査結果において，「職場の風通しのよさ」等に関する質問項目の評価が前年に比べ若干上昇しており（+0.8p），分析結果の各職場へのフィードバック等の効果があがり，職場のコミュニケーションの状況が改善しつつあるものと評価。<br><br>【内部監査部門評価結果】<br>以下の状況を確認した結果，日常業務化されることは妥当であると評価する。<br>○ ルール化の状況<br>全社コンプライアンス推進計画に織り込んでいることを確認した。<br>○ 実施状況<br>職場実態・社員意識調査の分析結果が各職場へフィードバックされ，職場のコミュニケーションに活用されていることを確認した。<br>また，職場実態・社員意識調査等を実施し，職場のコミュニケーションの状況の評価を行っていることを意識調査結果により確認した。<br>○ 継続的改善の状況<br>本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け，年度ごとの全社コンプライアンス推進計画に織り込み実施し，職場実態・社員意識調査等より施策の評価を行い，適宜具体的内容の見直しを行うことにより継続的に実施することを確認した。 | 【日常業務化】<br>①本施策をコンプライアンス強調月間施策と位置付け，来年度以降も年度ごとの全社コンプライアンス推進計画へ継続的に織り込むことにより日常業務化とする。<br>②全社コンプライアンス推進計画（P）にもとづき実施し（D），職場実態・社員意識調査等により施策の評価(C)を行い，より実効性を高め，マンネリ化を防ぐべく，適宜具体的内容の見直し（A）を行う。 |
| 部門相互の人事交流の推進 | ○部門の枠を越えた人事交流の推進 2－②（日常業務化） | | | | | | | | |
| | 各部門が自部門の価値観にとらわれず，幅広い視野を持って業務運営を行うため，現在も取り組んでいる部門の枠を越えた人事交流を推進する。<br>a．人事異動方針の策定・通達<br>b．人事異動の調整・実施 | ●部門の枠を越えた人事交流の推進 【日常業務化】<br>①必要に応じて人事異動方針の内容を見直しのうえ，部門の枠を越えた人事交流を継続していく。<br><br>②人事異動方針に明記（人材活性化部門コンプライアンス推進計画で管理） | | | | | | | |

# 再発防止対策の具体的行動計画 【全社共通】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をさせない業務運営】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 経営機構改革 | ○経営機構の改革 1－①（完了） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 経営層が不正を顕在化させ改善し得なかった事案が存在したことの反省に立ち，当社を取り巻く経営環境の変化も踏まえ，(1)経営の透明性・客観性の確保，(2)経営の効率性向上，(3)内部統制機能の強化の３点を視点に経営機構を改革する。<br><br>a．監督と執行の明確化<br>b．取締役会の機能強化<br>c．業務執行機能の強化<br>d．第三者の視点の効果的活用の検討<br>e．本社部門組織の再編成の検討 | 【完 了】 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保安確保の徹底 | ○保安規程の変更 1－①（完了） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 主任技術者が保安の監督を行う役割を十分果たすことができるようにするなどの変更 | 【完 了】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○電気事業法施行規則の改正に伴う変更 1－①（完了） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 電気事業法施行規則の改正に伴い，保安規程の記載内容の充実と電気主任技術者等の役割の強化を図る。 | 【完 了】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内部チェック体制の充実 | ○本社のリーガルチェック機能の充実・強化 1－①（完了） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 本社のリーガルチェック機能の充実・強化 | 【完 了】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

# 再発防止対策の具体的行動計画 【全社共通】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をさせない業務運営】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ○内部監査体制の充実 2－②（日常業務化） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 内部監査の実効性をより一層高めていく必要があるため，内部監査部門の体制・機能の強化を図る。<br><br>【体制強化】<br>a．考査部門要員の増員検討<br>b．考査員の専門的能力・知識の向上<br>c．原子力部門内部監査機能の強化<br>【機能強化】<br>a．保安監査機能の強化<br>b．グループ企業監査機能の強化<br>c．原子力部門内部監査機能の強化 | ●考査部門要員の増員検討 【完 了】<br><br>●考査員の専門的能力・知識の向上【日常業務化】<br>①「保安監査員認定・教育要領」を制定し，考査員（保安監査員）の認定条件および教育に関する事項を規定しており，これにより日常継続的に実施する。<br>②年度ごとに教育の計画，実施，評価および改善を行うことを「保安監査員認定・教育要領」に明記している。<br><br>●社外専門家の活用 【日常業務化】<br>①臨時監査を実施する前に，社外専門家の意見を聴き監査計画に反映することを「原子力安全管理監査要領」に規定することにより日常継続的に実施する。<br>②監査結果は，監査委員会，社長へ報告し，その結果を次年度の計画に反映することを「原子力安全管理監査要領」に明記している。<br><br>●保安監査機能の強化 【日常業務化】<br>①「保安監査要領」を制定し，保安監査としての保安規程への準拠性他の監査項目，監査対象および監査手順等を規定しており，これにより日常継続的に実施する。<br>また，保安監査項目として，平成１９年度に実施した技術部門の品質管理総括箇所が行う品質管理活動の実効性確認および現場のデータの真実性確認についても，今後継続的に実施するよう規定している。<br>②年度ごとに保安監査の計画，実施，評価および改善を行うことを「保安監査要領」に明記している。<br><br>●グループ企業監査機能の強化 【日常業務化】<br>①グループ企業監査機能の強化として平成１９年度に実施した，法令に基づく検査の計測等を委託した業務の適正性確認の項目を，保安監査項目のひとつとして前記の「保安監査要領」に規定しており，これにより日常継続的に実施している。<br>②年度ごとに保安監査の計画，実施，評価および改善を行うことを「保安監査要領」に明記している。<br><br>●原子力部門内部監査機能の強化 【日常業務化】<br>①原子力部門と監査部門の双方で役割を明確にした内部監査を行う仕組みを構築し「原子力安全管理監査要領」に規定しており，日常継続的に実施する。<br>②年度ごとに監査を計画し，実施し，評価及び改善することを「原子力安全管理監査要領」に明記している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【人事交流】<br>a．各組織と内部監査部門との人事交流<br>各組織と内部監査部門との人事交流を推進し，内部監査業務の経験を積ませることで，各組織における内部チェック機能の向上を図る。 | ●各組織と内部監査部門との人事交流 【日常業務化】<br>①必要に応じて人事異動方針の内容を見直しのうえ，各組織と内部監査部門との人事交流を継続していく。<br><br>②人事異動方針に明記（人材活性化部門コンプラアンス推進計画書で管理） | | | | | | | | | | | | | | | | | |

# 再発防止対策の具体的行動計画 【水力】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ***○トップマネジメントによる意識付け　2－②（日常業務化）←現行内容継続*** | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ***コンプライアンス最優先の徹底*** | 流通事業本部長・情報通信部門長ほかによる事業所訪問と意志伝達 | ・ 流通事業本部長，事業支援部門長および情報通信部門長によるメッセージの発信，ならびに事業所訪問による方針伝達と意見交換を実施した(H19/5～H19/9)。<br>① 流通事業本部長・情報通信部門長ほかの事業所訪問による方針伝達と意見交換<br>② コンプライアンス最優先の方針が浸透・定着したことを意見交換内容や社員意識・職場実態調査により評価<br>③ 評価結果を踏まえ，業務運営方針に織り込み，日常業務化 | コンプライアンス最優先の意識が浸透・定着したことを意見交換での発言内容や社員意識・職場実態調査結果の分析により確認する。 | 流通事業本部情報通信部門 | 水力部門 | | | | ①事業所訪問と意思伝達(事業所訪問：8/4～9/19)<br>▼8/4隠岐電力ｾﾝﾀｰ<br>▼8/6松江電力ｾﾝﾀｰ,島根土木<br>▼8/28竹原電力ｾﾝﾀｰ,尾道電力所<br>▼8/28邑智電力ｾﾝﾀｰ<br>▼8/29出雲電力所<br>▼9/2呉電力ｾﾝﾀｰ,広島電力所<br>▼9/2米子電力ｾﾝﾀｰ<br>▼9/3倉吉電力所,鳥取電力ｾﾝﾀｰ,鳥取土木<br>▼9/4高梁電力ｾﾝﾀｰ,倉敷電力所<br>▼9/8岡山電力所,岡山土木,<br>岩国電力ｾﾝﾀｰ,周南電力所<br>▼9/9津山電力所,山口土木,萩電力ｾﾝﾀｰ<br>▼9/10宇部電力所,下関電力ｾﾝﾀｰ<br>▼9/11大竹電力ｾﾝﾀｰ,<br>安芸太田電力ｾﾝﾀｰ<br>▼9/12三次電力ｾﾝﾀｰ,広島北電力所<br>▼9/19益田電力所,浜田電力ｾﾝﾀｰ<br>②意見交換内容等による浸透・定着の評価<br>③次年度の業務運営方針（方針書）への折り込みを決定 | | | | | | | | | | | | 《実施状況》<br>・事業所訪問の実施（8/4～9/19）。<br>・社員意識調査（アンケート）により評価を実施（10/27）。<br>・流通検討会において，日常業務化への移行が承認された（11/4）。<br>・併せて，施策の取り組みを次年度の業務運営方針書に織り込むことも承認された（11/4）。<br><br>《課題・問題点》<br>－<br><br>《見直し内容》<br>－ | 《主管部門評価結果》<br>・意識調査結果によれば，関連設問項目の評価は前年と比較して（+3.2pt）の伸びであった。また，事業所訪問の場での意見交換によりコンプライアンス意識の浸透・向上が確認できた。これは，「トップマネジメントによる意識付け」について施策の効果が表れた結果であると評価。<br><br>《内部監査部門評価結果》<br>以下の状況により日常業務化される仕組みが構築されていることを確認した。<br>○ルール化の状況<br>流通事業本部業務運営方針に本施策を掲げ実施されていることを確認した。<br>○実施状況<br>事業所訪問を実施し，方針の伝達と意見交換が実施されていることを議事録により確認した。また，職場実態・社員意識調査の結果や意見交換時の発言内容の分析により，コンプライアンス意識の浸透について評価していることを確認した。<br>○継続的改善の状況<br>本施策を次年度の流通事業本部業務運営方針に織り込む事を流通検討会（H20.11.4）で決定を受け，継続的に実施されることを確認した。また，事業所訪問時の意見交換や，職場実態・社員意識調査等を利用し，評価を行い，施策の具体的見直しを行うことを確認した。 | 【日常業務化】<br>①流通事業本部業務運営方針書（次年度），流通事業本部コンプライアンス推進計画書（次年度以降継続）へ織り込むことにより日常業務化とする。<br>②業務運営方針書，コンプライアンス推進計画書へ織り込み，意見交換等の内容により施策の評価・見直しを行うことでＰＤＣＡ管理をする。 |

# 再発防止対策の具体的行動計画 ［水力］

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

［不正を隠さない仕組み・企業風土づくり］

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度（上期：4月～9月，下期：10月～3月）<br>4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり | ○管理職への継続的意識付け 2-③(現行内容継続) | | | | | | | | |
| | 管理職を対象に各種会議等においてコミュニケーションおよび情報展開の重要性を周知・徹底 | ・ 電力所長会議等，管理職を対象とした各種会議・研修会において，今回の不適切事案に関する経緯，原因および再発防止策について周知した（H19/4～H19/12）。<br>① 電力所長会議等各種管理職会議・研修会において，コミュニケーションおよび情報展開の重要性を周知・徹底<br>② コミュニケーションおよび情報展開の重要性についての理解状況を，アンケート・対話結果に基づき評価したものを集約<br>③ 次年度に向け，本部・部門間の連絡会議を開催，情報を共有化し部門間の方策等について必要な統一を図る<br>④ ②，③を次年度の研修計画書に反映し，日常業務化<br>⑤ 職場のコミュニケーションの充実を図る支援ツールを提供 | コミュニケーションおよび情報展開の重要性について理解されたことをアンケート・対話の結果で確認する。 | 流通事業本部情報通信部門 | 水力部門 | ①電力所長会議等において周知・徹底<br>▼電力所長会議（5/16）<br>▼電力センター所長・企画課長研修会(4/10)<br>▼発変電課・通信課長研修会(4/17)<br>▼制御課長研修会(4/24)<br>▼制御所長研修(5/22)<br>▼電力所長会議（7/9<br>▼企画・発変電・制御課副長研修会(7/17～18)<br>▼制御所・通信副長研修会（7/24～25）<br>▼土木課長研修(7/31～8/1)<br>▼土木管理者安全研修（10/14）<br>▼土木副長クラス研修（10/27～28）<br>▼電力所長会議（10/28）<br>②アンケート・対話結果等に基づき評価・集約<br>▽ ③連絡会議<br>④研修計画書の見直し<br>⑤支援ツール提供（7/18,25副長研修で配布） | （実施状況）<br>・4/10からの各課長研修会において，「H20年度ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進の取組み」について周知し，「管理者としてどのように関わっていくか」をテーマに意見交換を行い，管理職への意識付けをおこなった。<br>・副長研修会で支援ツールを提供（7/18,25）。<br>（課題・問題点）<br>－<br>（見直し内容）<br>－ | （主管部門評価結果）<br>（内部監査部門評価結果） | |
| | ○本社による現業機関等へのサポート強化 2-③(現行内容継続) | | | | | | | | |
| | 本社による現業機関等へのサポート強化 | ・ 「水力サポートライン」を設置して現業機関からの連絡・相談に対応し，状況および結果の情報を関係部署間で共有化した（H19/7）。<br>・ 水力サポートラインに加え事業所サポート担当を設置し，水力発電設備の問い合わせに対するサポート体制の強化を図った（H20/2）。<br>① 「水力サポートライン」を継続実施<br>② 「水力サポートライン」の窓口と全社施策として行っている事業所サポート担当の窓口について，電力所長会議等各種管理者会議において，再度，周知・徹底する。<br>③ アンケート調査，現場聞き取り調査による評価を行い，全社施策として行っている事業所サポート担当の相談窓口への一本化を検討<br>④ 相談窓口一本化を実施し，組織運営細則に基づく業務分担表への記載により日常業務化 | アンケート調査，現場聞き取り調査により，本社は質問・相談事項に対して的確に対応しているか確認する。 | 流通事業本部情報通信部門 | 水力部門 | ①水力サポートラインの継続実施<br>②会議・研修会を通じて再周知<br>▼電力所での内部チェック（本社主管部門により事業所の取組みをチェック）時にＰＲ（3/26～4/8）<br>▼電力所課長研修会（4/3）<br>▼電力所副長研修会(7/2)<br>③アンケート調査等による評価および相談窓口の一本化の検討<br>④相談窓口一本化の実施 ▽ | （実施状況）<br>・水力サポートラインを継続して実施中。<br>・各電力所水力電気部門に対して内部チェックを行った際（3/26～4/8），電力所長・関係課長他に，水力サポートラインおよび事業所サポート相談窓口について説明し，意見交換した。<br>・電力所課長研修会（4/3,7/2）にて，水力サポートラインおよび事業所サポート担当相談窓口について説明・周知した。<br>・サポートライン利用者（～H20上期）を対象に行ったアンケートを集計し，対応状況，目的達成度合い等について分析中。<br>（課題・問題点）<br>－<br>（見直し内容）<br>－ | （主管部門評価結果）<br>（内部監査部門評価結果） | |

# 再発防止対策の具体的行動計画 ［水力］

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

［不正をさせない業務運営］

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度（上期：4月～9月，下期：10月～3月） | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ***保安確保の徹底*** | ***○自主保安を適切に行うための取り組み強化 2-⑤(評価未実施)*** | | | | | | | | |
| | 他社，他産業から得られた教訓の的確な反映 | ・ 電事連大で共有化した事故情報を「全社事故情報検索システム」に登録して公開した(H19/11)。<br>① 「水力発電設備情報共有委員会」の開催と共有化情報の水平展開<br>② 運用状況の評価<br>利用状況アンケートを踏まえ，必要により運用ルール等を見直してマニュアル化することで日常業務化 | ［平成19･20年度実施内容の評価］<br>電事連大から得られた情報の展開状況を確認するとともに，流通事業本部 各設備主管担当にアンケートを実施して，共有化した情報が事故の再発防止等に活用されていることを確認する。 | 流通事業本部 | 水力部門 | ①共有化情報の水平展開<br>▼①水力発電設備（電気）情報共有委員会(6/12)<br>①水力発電設備（土木）情報共有委員会(6/5)<br>▼②利用状況アンケート（期間：9/2～30）<br>②運用状況の評価 | （実施状況）<br>・電事連大で水力発電設備情報共有委員会を開催（6/5,12）。情報は「全社事故情報検索システム」に登録して公開中。<br>・利用状況アンケート調査を実施（9/2～30）。<br>・調査結果を基に運用状況の評価を整理中。<br>（課題・問題点）<br>－<br>（見直し内容）<br>－ | （主管部門評価結果）<br>（内部監査部門評価結果） | |
| ***水利使用に係わる法令手続き体制の強化*** | ***○法令手続きに係る適正性の体制の整備　2－②（日常業務化）←現行内容継続*** | | | | | | | | |
| | 適正な水利使用が行われているか確認するための部門横断的かつ責任の所在を明確にした確認体制を構築 | ・ 国土交通省の命令書(H19/5)をふまえ，電力所等において部門横断的かつ役割を明確にした確認体制を構築した（H19/9）。<br>・ この確認体制により，平成19年度の河川法関係の許可等の申請およびデータ提出を実施した（～H20/3）。<br>① 申請やデータ提出が適切にされているかの内部チェック（本社主管部門により事業所の取組みをチェック）を実施<br>② 確認体制等について品質委員会にて評価<br>③ 評価を踏まえ，必要により確認体制の改善およびマニュアル類の見直しにより日常業務化 | ［平成19年度実施内容の評価］<br>申請やデータ提出が適正に実施され，命令書の項目を確実に実施できる確認体制となっているか品質委員会で確認する。 | 流通事業本部<br>情報通信部門 | 水力部門 | ①内部チェック実施<br>▼②品質委員会（5/14）による評価<br>③確認体制の改善，マニュアル類の見直し<br>▼河川法マニュアルへの記載（7/29） | （実施状況）<br>・内部チェック実施後，品質委員会を開催（5/14）し評価した。<br>・取水量の相互確認方法について統一が必要であると判断し，確認方法を一部見直し，河川法マニュアルに記載した（7/29）。<br>・流通検討会において，日常業務化への移行が承認された（11/4）。<br>（課題・問題点）<br>－<br>（見直し内容）<br>－ | （主管部門評価結果）<br>・部門間を横断した相互確認（電力所において発変電課と土木課間で相互確認するなど）が確実に実施されていることを本社が内部チェック・意見交換を行うとともに水力・流通・通信設備品質委員会においても確認しており，本施策は趣旨に則し有効に機能していると評価。<br>（内部監査部門評価結果）<br>以下の状況により日常業務化される仕組みが構築されていることを確認した。<br>○ 体制の構築状況<br>水力設備点検委員会運営要領，水力設備品質委員会運営要領，ダム安全性評価委員会運営要領，ダム計測者連絡会運営要領，河川法マニュアルにより国土交通省への報告書に基づく確認体制が整備されていることを確認した。<br>○ 実施状況<br>構築した体制に基づいて確認が適切に実施されていることを，主管部門が実施した事業所の内部チェックの実施結果により確認した。<br>○ 継続的改善の状況<br>実施状況の報告，評価が，水力・流通・通信設備品質委員会で実施されていることを議事録により確認した。<br>平成１９年度の実施結果に基づく改善については，官庁手続きマニュアルが改正（H20.7.29）されたことを立案書により確認した。<br>さらに，継続的改善については，主管部門が定めた，内部監査実施要領，内部監査手順書に基づき実施されることを確認した。 | ［日常業務化］<br>①関連マニュアル類（河川法マニュアル，ダム計測者連絡会運営要領）の制定・見直しにより日常業務化とする。<br>②関連マニュアル類（河川法マニュアル，ダム計測者連絡会運営要領）に基づく業務実施，内部チェックによりＰＤＣＡ管理をする。 |
| | ***○法令に係る事前相談の実施　2－②（日常業務化）←現行内容継続*** | | | | | | | | |
| | 再発防止を徹底するために水力発電設備における許認可要否・水利使用に係わる事項の事前相談 | ・ 国土交通省の命令書(H19.5)をふまえ，所轄の河川事務所に工事実績・計画および水利使用規則で定められているデータ計測計画等を報告した（H19/6）。<br>・ 必要の都度事前相談を実施した（～H20/3）。<br>① 事前相談が有効に機能しているか内部チェック（本社主管部門により事業所の取組みをチェック）を実施<br>② 品質委員会にて評価<br>③ 平成20年度分の事前相談実施<br>④ 評価を踏まえ，必要により事前相談方法等の改善およびマニュアル類の見直しにより日常業務化 | ［平成19年度実施内容の評価］<br>事前相談が，命令書の項目に対し適正に実施されているか品質委員会で確認する。 | 流通事業本部<br>情報通信部門 | 水力部門 | ①内部チェック実施<br>▼②品質委員会(5/14)による評価<br>▼③国土交通省への工事 実績・計画・計測予定等の報告（5月末まで）<br>④事前相談方法の改善，マニュアル類の見直し<br>▼河川法マニュアルへの記載（7/29） | （実施状況）<br>・内部チェック実施後，品質委員会を開催（5/14）し評価した。<br>・事前相談の議事録の作成や，期中で中止・延期した工事の取り扱いについて統一が必要であるため，取り扱いを一部見直し，河川法マニュアルに記載した（7/29）。<br>・流通検討会において，日常業務化への移行が承認された（11/4）。<br>（課題・問題点）<br>－<br>（見直し内容）<br>－ | （主管部門評価結果）<br>・所轄河川事務所への事前相談が確実に実施されていることを本社が内部チェック・意見交換を行うとともに水力・流通・通信設備品質委員会においても確認しており，本施策は趣旨に則し有効に機能していると評価。<br>（内部監査部門評価結果）<br>以下の状況により日常業務化される仕組みが構築されていることを確認した。<br>○ ルール化の状況<br>河川法マニュアルにより国土交通省からの命令書に基づく事前相談がルール化されていることを確認した。<br>○ 実施状況<br>ルールに基づく事前相談が確実に実施されたことを，主管部門が実施した事業所の内部チェックの実施結果により確認した。さらに，考査部門による事業所往査においても確認した。<br>○ 継続的改善の状況<br>実施状況の報告，評価が，水力・流通・通信設備品質委員会で実施されていることを議事録により確認した。<br>平成１９年度の実施結果に基づく改善については，官庁手続きマニュアルが改正（H20.7.29）されたことを立案書により確認した。<br>さらに，継続的改善については，主管部門が定めた，内部監査実施要領，内部監査手順書に基づき実施されることを確認した。 | ［日常業務化］<br>①関連マニュアル類（河川法マニュアル）の制定・見直しにより日常業務化とする。<br>②関連マニュアル類（河川法マニュアル）に基づく業務実施，内部チェックによりＰＤＣＡ管理をする。 |

# 再発防止対策の具体的行動計画 ［水力］

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

［不正をさせない業務運営］

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度（上期：4月～9月，下期：10月～3月） | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ***水利使用に係わる法令手続き体制の強化*** | ***○定期的な自己点検 2－③(現行内容継続)*** | | | | | | | | |
| | 河川法令の遵守が達成されていることを確認するための自己点検の定期的実施 | ・ 自己点検※を実施する水力設備点検委員会を設置した。(H19/10)<br>(※ 外部専門家も含み河川法令の遵守状況，水力設備の安全性等について点検)<br><br>① 水力設備点検委員会を開催し，自己点検を実施（技術・品質の観点から総合評価）<br>② 評価を踏まえ，必要により自己点検方法の改善，実施要領類の見直しにより日常業務化 | ［平成19年度実施内容の評価］<br>水力設備点検委員会において，技術・品質の観点から，水力設備を対象に業務が適正に実施されているか確認する。 | 流通事業本部<br>情報通信部門 | 水力部門 | ▼①水力設備点検委員会(6/10)による評価<br>②自己点検方法の改善，運営要領の見直し<br>■■■■■■■■□ | （実施状況）<br>・水力設備点検委員会を開催（6/10）し評価した。<br><br>（課題・問題点）<br>－<br><br>（見直し内容）<br>－ | （主管部門評価結果）<br><br>（内部監査部門評価結果） | |
| ***コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルールの明確化・マニュアル類の見直し*** | ***○手続き・報告業務のルールの明確化・標準化 2－③(現行内容継続)*** | | | | | | | | |
| | マニュアル類および品質管理文書の明確化・標準化 | ・ 電気事業法，河川法等の手続きマニュアル類の制定・改訂，および品質管理文書の明確化を実施した（H19/10）。<br>・ 当該マニュアル類により，手続き・報告等を実施した（～H20/3）。<br><br>① マニュアル類の明確化・標準化の実施の適正性について内部チェック（本社主管部門により事業所の取組みをチェック）を実施<br>② 品質委員会にて評価<br>③ 評価を踏まえ，必要によりマニュアル類の見直しにより日常業務化 | ［平成19年度実施内容の評価］<br>関係する法令について必要なマニュアル類が適切に制定・運用されているか品質委員会で確認する。 | 流通事業本部<br>情報通信部門 | 水力部門 | ①内部チェック実施<br>■■■■□<br>▼②品質委員会(5/14)による評価<br>③マニュアル類の見直し<br>■■■■■■■■□ | （実施状況）<br>・内部チェック実施後，品質委員会を開催（5/14）し評価した。<br>・チェック項目の重複解消ほか，法令チェックリスト等を使いやすいものにしてほしいという意見等を踏まえ，マニュアル類の充実を検討中（11月上旬目途）。<br><br>（課題・問題点）<br>－<br><br>（見直し内容）<br>－ | （主管部門評価結果）<br><br>（内部監査部門評価結果） | |
| | ***○ダム計測業務の継続性を確保する運用 2－③(現行内容継続)*** | | | | | | | | |
| | 測量に使用する標識を必要な箇所には複数設置する等，標識の喪失に対応 | ・ 標識等の喪失・移動（地震時等）に対する引照点の設置等，対策を策定した(H19/9)。<br>・ 喪失対策が必要な箇所は対策を実施し，全ての標識について管理台帳を作成した(～H20/3)。<br><br>① 実施状況確認<br>② 準則・マニュアル類への記載により日常業務化 | ［平成19年度実施内容の評価］<br>平成20年3月末までに施策完了されたか確認する。 | 流通事業本部 | 水力部門 | ▼①実施状況確認(3/31)<br>▼各所実施事例を登録・社内公開し情報共有(4/23)<br>②準則・マニュアル類への記載<br>■■■■■■■■■■■■■■□<br>▼ダム諸量計測データ取り扱いマニュアルへの記載（10/23） | （実施状況）<br>・標識の喪失・移動対策と管理台帳作成の実施状況を確認（3/31）し，各所の実施事例を登録・社内公開し情報共有を図った（4/23）。<br>・ダム諸量計測データ取り扱いマニュアルへ記載した（10/23）。<br>・次回検討会で日常業務化への移行判断を行う予定。<br>（課題・問題点）<br>－<br><br>（見直し内容）<br>－ | （主管部門評価結果）<br>・標識の喪失等の対策と管理台帳の作成状況により，本施策は趣旨に則し，有効に機能していることを確認した。<br><br>（内部監査部門評価結果） | |

# 再発防止対策の具体的行動計画 ［水力］

［不正をさせない業務運営］

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度（上期：4月～9月，下期：10月～3月）<br>4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ***内部チェック体制の充実*** | ***○品質・安全担当を中心とした内部チェックの強化 2－⑤(評価未実施)*** | | | | | | | | |
| | 監督官庁への許可・届出要否および実施状況を確認するルールを作成，内部チェック等によるレビユー | 2-⑤（評価未実施）<br>・ 品質委員会を開催し，内部チェック（本社主管部門により事業所の取組みをチェック）の対象・体制・方法を決定した（H19/10）。<br>・ 内部チェックを実施した（H19/11～H20/3）。<br>① 品質委員会を開催し，内部チェック結果をレビュー<br>② 内部チェックの継続実施<br>③ 品質委員会でのレビュー結果を取りまとめ，必要により内部チェックのルール等を見直すことにより，日常業務化 | ［平成19・20年度実施内容の評価］<br>品質委員会で，内部チェックにより監督官庁への許可・届出業務が適正にチェックされていることを確認する。 | 流通事業本部<br>情報通信部門 | 水力部門 | ▼①品質委員会の開催(5/14)（内部チェック結果のレビュー（中間評価））<br>②内部チェックの継続実施<br>▽①品質委員会の開催（内部チェック結果のレビュー（最終評価））<br>③レビュー結果のまとめ（必要な見直し） | 《実施状況》<br>・内部チェック実施後，品質委員会を開催（5/14）し内部チェック結果に基づく各再発防止対策の評価等を行い，内部チェックの有効性を確認した。<br>・内部品質監査に同調し，内部チェックを実施中（9/10～）。<br>《課題・問題点》<br>－<br>《見直し内容》<br>－ | 《主管部門評価結果》<br>《内部監査部門評価結果》 | |
| | データ改ざんを防止するための委託業務に関する内部チェックの実施 | 2-⑤（評価未実施）<br>・ 品質委員会を開催し，内部チェックの対象・体制・方法を決定した(H19/10)。<br>・ 内部チェックを実施した（H19/11～20/3）。<br>① 品質委員会を開催し，内部チェック結果をレビュー<br>② 内部チェックの継続実施<br>③ 品質委員会でのレビュー結果を取りまとめ，必要により内部チェックのルール等を見直すことにより，日常業務化 | ［平成19・20年度実施内容の評価］<br>品質委員会で，内部チェックにより委託業務の適切性確保のための取り組みが適正にチェックされていることを確認する。 | 流通事業本部<br>情報通信部門 | 水力部門 | ▼①品質委員会の開催(5/14)（内部チェック結果のレビュー（中間評価））<br>②内部チェックの継続実施<br>▽①品質委員会の開催（内部チェック結果のレビュー（最終評価））<br>③レビュー結果のまとめ（必要な見直し） | 《実施状況》<br>・内部チェック実施後，品質委員会を開催（5/14）し内部チェック結果に基づく各再発防止対策の評価等を行い，内部チェックの有効性を確認した。<br>・内部品質監査に同調し，内部チェックを実施中（9/10～）。<br>《課題・問題点》<br>－<br>《見直し内容》<br>－ | 《主管部門評価結果》<br>《内部監査部門評価結果》 | |
| ***手続き・報告業務に関する情報を共有する場の充実*** | ***○「ダム計測者連絡会」の設置 2－③(現行内容継続)*** | | | | | | | | |
| | 保管データに関する資料を持ち寄り，計測データの評価方法等について情報交換 | ・ ダムの測定・記録等について適正性の確保等を図るため，ダム計測者連絡会を設置した（H19/9）。<br>・ ダム計測者連絡会を開催した（H19/11～H20/3）。<br>① 内部チェック（本社主管部門により事業所の取組みをチェック）を実施<br>② 品質委員会にて評価<br>③ 必要により，マニュアル類の見直しにより日常業務化 | ［平成19年度実施内容の評価］<br>ダム計測データの相互確認等が適切にされていることを品質委員会で確認する。 | 流通事業本部 | 水力部門 | ①内部チェック実施<br>▼②品質委員会(5/14)による評価<br>③マニュアル類の見直し<br>▼ダム諸量計測データ取り扱いマニュアルへの記載（10/23）<br>▼関連マニュアル類への記載（11末予定） | 《実施状況》<br>・内部チェック実施後，品質委員会を開催（5/14）し評価した。<br>・各ダム計測者連絡会の運営方法（データチェックの方法，チェック数等）の統一が必要であるため，ダム計測者連絡会主査会議等を開催し，「ダム計測者連絡会運営要領の解説」（11月末予定），「ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル」（10/23）へ記載。<br>《課題・問題点》<br>－<br>《見直し内容》<br>－ | 《主管部門評価結果》<br>《内部監査部門評価結果》 | |
| | ***○電気を専門とする業務管理者を含めた情報共有の推進 2－③(現行内容継続)*** | | | | | | | | |
| | 電気を専門とする管理者のダム計測者連絡会，ダム主任会議への参加および各県土木担当によるフォローアップ | ・ 発変電課長がダム主任会議へ参加し，ダム管理等の情報を共有化した（H19/6）。<br>・ 発変電課長がダム計測者連絡会へ参加し，水利使用に係る報告データの内容等について情報共有化した（H19/11～H20/3）。<br>① ダム主任会議への参加<br>② ダム計測者連絡会への参加<br>③ 各県土木担当によるフォロー<br>④ 発変電課長のダム主任会議等への参加，および各県土木担当によるフォローについて，準則・マニュアル類への記載による日常業務化 | ダム主任者会議参加時のアンケート（理解度向上結果），ダム計測者連絡会議事録等により，支援の有効性を確認する。 | 流通事業本部 | 水力部門 | ▼①ダム主任会議へ参加（6/9,10）<br>▽②ダム計測者連絡会へ参加<br>③各県土木担当によるフォロー<br>以降，日常業務化<br>④準則・マニュアル類への記載 | 《実施状況》<br>・電気を専門とする業務管理者がダム主任会議へ参加（6/9,10）し，ダム管理等の情報を共有した。（※アンケートは整理済）<br>・水力保守に係るトラブル事例についてＴＶ会議により情報提供した（6/27）。<br>《課題・問題点》<br>－<br>《見直し内容》<br>－ | 《主管部門評価結果》<br>《内部監査部門評価結果》 | |

# 再発防止対策の具体的行動計画 ［水力］

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

［不正をさせない業務運営］

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度（上期：4月～9月／下期：10月～3月） | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ***○階層別教育項目の追加 2-③(現行内容継続)*** | | | | | | | | |
| | 階層別教育に今回の不適切な事案を踏まえた届出等の実務内容および法令遵守の徹底を織り込み | ・ 各部門が毎年実施している集合教育･研修に不適切事案と再発防止策等を織り込み，法令遵守の徹底を図った（H19/4～H20/1）。<br><br>① 研修内容へ事案織り込み<br>② 階層別教育での実務者を対象とした研修の実施<br>③ 届出等の実務内容および法令遵守の徹底について，アンケート･理解度テスト等で評価したものを集約<br>④ 次年度に向け，本部･部門間の連絡会議を開催，情報を共有化し部門間の方策等について必要な統一を図る<br>⑤ ③，④を次年度の研修計画書に反映し，日常業務化 | 届出等の実務内容および法令遵守の徹底について，浸透できたことをアンケート･理解度テスト等で確認する。 | 流通事業本部<br>情報通信部門 | 水力部門 | ①研修計画へ事案織り込み<br>[redacted]<br>②階層別教育での実務者を対象とした研修<br>[redacted]<br>▼新入職員研修土木（河川法･法令遵守4/15）<br>▼リレー研修基礎研修(法令遵守4/15，4/22)<br>▼通信基礎研修（河川法･法令遵守5/20）<br>▼リレー研修応用研修（法令遵守5/29）<br>▼遠制装置技術研修B(法令遵守6/6)<br>▼ダム主任研修(再発防止6/9～10)<br>▼官庁申請書作成(河川法･法令遵守6/24)<br>▼新入社員研修(河川法･法令遵守6/25)<br>▼マイクロ波無線基礎研修(不適切事案･法令遵守7/8)<br>▼A級リレー研修(DZ)(法令遵守7/16)<br>▼ダム管理基礎(Ⅰ)研修(河川法･法令遵守7/22,25)<br>▼工事立会者業務研修(ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽの必要性，不適切事案7/31)<br>▼土木基礎段階Ⅱ研修(法令遵守･計測データの適切な管理8/19,20)<br>▼運転関係責任者研修(法令遵守･コンプライアンズとは8/28)<br>▼ダム管理応用研修(河川法･法連遵守9/2)<br>▼制御所運転研修(法令遵守9/2,9)<br>▼責任者教育(不適切事案9/5,12)<br>▼土木工事立会者安全基礎研修(安衛法9/17)<br>▼主任クラス研修(ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ問題の要因分析と自身の役割を考える8/28～9/19)<br>▼土木水力設備診断･点検研修(計測ﾃﾞｰﾀ管理について9/29)<br>▼調速機･励磁装置倫理研修（中期ﾚﾍﾞﾙ）（河川法･法令遵守10/17）<br>▼調速機･励磁装置倫理研修（後期ﾚﾍﾞﾙ）（河川法･法令遵守10/24）<br>▼土木新入社員補修研修(法令遵守･コミュニケーション10/20,22)<br>▼光ｹｰﾌﾞﾙ施工技術研修(法令遵守･事例検討10/20)<br>▼作業責任者（甲）研修(ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽとは，事例検討10/23)<br>③アンケート･理解度テスト等に基づき評価･集約<br>▽④連絡会議<br>⑤研修計画書の見直し | 《実施状況》<br>･4/15から各階層別研修で「コンプライアンス研修」および「河川法等の法令遵守研修」を計画どおり実施中。<br><br>《課題･問題点》<br>－<br><br>《見直し内容》<br>－ | 《主管部門評価結果》<br><br>《内部監査部門評価結果》 | |
| ***法令遵守を徹底する業務教育の実施*** | ***○特別研修 1-①(完了)*** | | | | | | | | |
| | 今回の不適切な事案に関する経緯，原因および再発防止策について周知し，グループ討議 | ［完　了］ | | | | | | | |
| | ***○電気を専門とする業務管理者への知識習得支援 2－③(現行内容継続)*** | | | | | | | | |
| | 電気を専門とする業務管理者への知識習得支援 | ・ 発変電課長のダム主任会議への参加により，ダム管理等の知識を習得する支援を図った（H19/6）。<br>・ 発変電課長のダム計測者連絡会への参加により，水利使用に係る報告データの内容等について知識を習得する支援を図った（H19/11～H20/3）。<br><br>① e-ラーニング等による知識習得支援<br>② ダム主任会議への参加<br>③ ダム計測者連絡会への参加<br>④ ダム主任会議等への参加について，準則･マニュアル類への記載による日常業務化 | ダム主任者会議参加時のアンケート（理解度向上結果），ダム計測者連絡会議事録等により，支援の有効性を確認する。 | 流通事業本部 | 水力部門 | ▼①ダム主任会議へ参加（6/9～10）<br>▽②ダム計測者連絡会へ参加<br>①e-ラーニング等よる支援<br>[redacted]<br>以降，日常業務化<br>④準則･マニュアル類への記載<br>[redacted] | 《実施状況》<br>･電気を専門とする業務管理者がダム主任会議へ参加（6/9,10）し，ダム管理等の知識を習得をした。<br>･H20/4より運用開始したe－ラーニングを研修出席前に受講してもらうことによる知識習得支援を実施。（※アンケートは整理済）<br>･水力保守に係るトラブル事例についてＴＶ会議（6/27）により知識習得支援をした。<br><br>《課題･問題点》<br>－<br><br>《見直し内容》<br>－ | 《主管部門評価結果》<br><br>《内部監査部門評価結果》 | |

# 再発防止対策の具体的行動計画 ［水力］

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

［不正をさせない業務運営］

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度（上期：4月～9月／下期：10月～3月） | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ***○法令に基づく検査業務について，業務の適法・適正性を確保するためのルール整備　2－②（日常業務化）←現行内容継続*** | | | | | | | | |
| ***委託業務の適正性確保*** | 委託先は，調査・設計に係わる数値の原データを調査・設計後速やかに提出 | ・　委託先は，ＦＡＸ等の手段を利用し，検査終了後，計測値等を速やかに当社へ提出するルールを設定した(～H19/6)。<br>・　上記ルールに基づき業務を実施した(～H20/3)。<br><br>① 上記ルールの定着状況・有効性について内部チェック（本社主管部門により事業所の取組みをチェック）を実施<br>② 品質委員会にて評価<br>③ 準則・マニュアル類への記載による日常業務化 | ［平成19年度実施内容の評価］<br>測定原データが速報値として適切に提出されていることを品質委員会で確認する。 | 流通事業本部 | 水力部門 | ①内部チェック実施<br>▼②品質委員会(5/14)による評価<br>③準則・マニュアル類への記載<br>▼ダム諸量計測データ取り扱いマニュアルへの記載（7/29） | （実施状況）<br>・内部チェック実施後，品質委員会を開催（5/14）し評価した。<br>・本施策をダム諸量計測データ取り扱いマニュアルに記載した（7/29）。<br>・流通検討会において，日常業務化への移行が承認された（11/4）。<br>（・内燃力については，H19/11に「内燃力発電所に関する大気汚染防止管理要則」に記載しており，H20年度の見直しは無し。）<br><br>（課題・問題点）<br>－<br><br>（見直し内容）<br>－ | （主管部門評価結果）<br>・左記ルールが確実に実施されていることを本社が内部チェック・意見交換を行うとともに水力・流通・通信設備品質委員会においても確認しており，本施策は趣旨に則し有効に機能していると評価。<br><br>（内部監査部門評価結果）<br>以下の状況により日常業務化される仕組みが構築されていることを確認した。<br>○ ルールの整備状況<br>測定の原データを速報値として提出するルールが規定され周知されていることを周知文（H19.4.25）により確認した。さらに，そのルールがダム諸量計測データ取扱いマニュアルに記載（H20.7.29）されたことを立案書により確認した。<br>○ 実施状況<br>ルールに基づく原データの提出が確実に実施されていることを，主管部門が実施した事業所の内部チェックの実施結果により確認した。さらに，考査部門による事業所往査においても確認した。<br>○ 継続的改善の状況<br>実施状況の報告，評価が，水力・流通・通信設備品質委員会で実施されていることを議事録により確認した。さらに，継続的改善については，主管部門が定めた，内部監査実施要領，内部監査手順書に基づき実施されることを確認した。 | ［日常業務化］<br>①関連マニュアル類（ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル，内燃力発電所に関する大気汚染防止管理要則）の制定・見直しにより日常業務化とする。<br>②関連マニュアル類（ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル，内燃力発電所に関する大気汚染防止管理要則）に基く業務実施，内部チェックによりＰＤＣＡ管理をする。 |
| | 社員は現地立会した際，現地データを記録・確認するとともに，委託先から提出される報告データとクロスチェック | ・　当社は，委託先が実施する検査業務を必要に応じて立会し，計測値を確認・記録のうえ，委託先から提出された報告書等に記録された計測値等との照合を行うルールを設定した(H19/4)。<br>・　上記ルールに基づき業務を実施した(～H20/3)。<br><br>① 上記ルールの定着状況・有効性について内部チェックを実施<br>② 品質委員会にて評価<br>③ 施策の趣旨等についての再徹底<br>④ 準則・マニュアル類への記載による日常業務化 | ［平成19年度実施内容の評価］<br>測定時の社員による現地立会確認および立会時記録と報告書提出記録との照合が適切に実施されているか品質委員会で確認する。 | 流通事業本部 | 水力部門 | ①内部チェック実施<br>▼②品質委員会(5/14)による評価<br>▼③施策の趣旨等の再徹底（6/9,10）<br>④準則・マニュアル類への記載<br>▼ダム諸量計測データ取り扱いマニュアルへの記載（7/29） | （実施状況）<br>・内部チェック実施後，品質委員会を開催（5/14）し評価した。<br>・委託業務等の報告の元データと報告書のチェック記録について，何時，誰が照合したのか記載がないものがあったため，何時，誰が照合したのかを記載するよう，ダム諸量計測データ取り扱いマニュアルに反映するとともに，本施策についても当該マニュアルへ記載した（7/29）。<br>・また，ダム主任会議(6/9～10)で当該施策について再度説明・徹底を図った。<br>・流通検討会において，日常業務化への移行が承認された（11/4）。<br>（・内燃力については，H19/11に「内燃力発電所に関する大気汚染防止管理要則」に記載しており，H20年度の見直しは無し。）<br><br>（課題・問題点）<br>－<br><br>（見直し内容）<br>－ | （主管部門評価結果）<br>・左記ルールが確実に実施されていることを本社が内部チェック・意見交換を行うとともに水力・流通・通信設備品質委員会においても確認しており，本施策は趣旨に則し有効に機能していると評価。<br><br>（内部監査部門評価結果）<br>以下の状況により日常業務化される仕組みが構築されていることを確認した。<br>○ ルールの整備状況<br>クロスチェックするルールが規定され周知されていることを周知文（H19.4.25）により確認した。さらにそのルールがダム諸量計測データ取扱いマニュアルに記載（H20.7.29）されたことを立案書により確認した。<br>○ 実施状況<br>ルールに基づくクロスチェックが確実に実施されていることを，主管部門が実施した事業所の内部チェックの実施結果により確認した。さらに，考査部門による事業所往査においても確認した。<br>○ 継続的改善の状況<br>実施状況の報告，評価が，水力・流通・通信設備品質委員会で実施されていることを議事録により確認した。<br>また，平成１９年度に考査部門の事業所往査において指摘した事項に対しては，その改善策がダム諸量計測データ取扱いマニュアルの改正（H20.7.29）に記載されたことを立案書により確認した。<br>さらに，継続的改善については，主管部門が定めた，内部監査実施要領，内部監査手順書に基づき実施されることを確認した。 | ［日常業務化］<br>①関連マニュアル類（ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル，内燃力発電所に関する大気汚染防止管理要則）の制定・見直しにより日常業務化とする。<br>②関連マニュアル類（ダム諸量計測データ取り扱いマニュアル，内燃力発電所に関する大気汚染防止管理要則）に基く業務実施，内部チェックによりＰＤＣＡ管理をする。 |
| | ***○牽制機能を導入・徹底 2－③(現行内容継続)*** | | | | | | | | |
| | 社員による現地確認検査等の実施 | ・　ダム外部変形測量業務の委託に関して，他の委託先によるサンプル測定をするルールを設定した(H19/10)。<br>・　牽制機能の徹底を図るため，検査立会時の記録の確認と保存を明確にするルールを設定した（H19/11）。<br>・上記2ルールに基づき業務を実施した(～H20/3)。<br><br>① 上記2ルールの定着状況・有効性について内部チェック（本社主管部門により事業所の取組みをチェック）を実施<br>② 品質委員会にて評価<br>③ 準則・マニュアル類への記載による日常業務化 | ［平成19年度実施内容の評価］<br>データ確認や現地確認による牽制機能が適切に導入・徹底されているか品質委員会で確認する。 | 流通事業本部 | 水力部門 | ①内部チェック実施<br>▼②品質委員会(5/14)による評価<br>▼H20年度 他の委託先によるサンプル測定（実施依頼9/2）<br>③準則・マニュアル類への記載<br>▼ダム諸量計測データ取り扱いマニュアルへの記載（7/29） | （実施状況）<br>・内部チェック実施後，品質委員会を開催（5/14）し評価した。<br>・本施策（検査立会時の記録の確認と保存を明確化するルール）をダム諸量計測データ取り扱いマニュアルに記載した（7/29）。<br>・H20年度も引き続きサンプル測定(9/2実施依頼)を行い，次年度以降の対応を検討予定。<br>（課題・問題点）<br>－<br><br>（見直し内容）<br>－ | （主管部門評価結果）<br><br>（内部監査部門評価結果） | |

［注］内燃力に係る再発防止対策について　：　流通事業本部は，発電設備のうち水力と少数ではあるが内燃力を維持管理しており，「再発防止対策の具体的行動計画［水力］」の中には内燃力も含まれている。

# 再発防止対策の具体的行動計画【火力】

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

## 【不正をしない意識・正す姿勢】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は<br>実施状況確認方法 | 主要箇所 | 対象箇所 | 平成20年度<br>上期<br>4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期<br>10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| コンプライアンス最優先の徹底 | ○トップマネジメントによる意識付け　２－③（現行内容継続） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 電源事業本部部長（火力）他の事業所訪問により講話と意見交換を実施し，コンプライアンス最優先の意識の浸透を図る。 | a．電源事業本部長によるメッセージの発信<br>【完了】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | b．電源事業本部長，部長他による事業所訪問<br>①部長メッセージの発信<br>②電源事業本部部長（火力）他の事業所訪問による意見交換<br>③コンプライアンス最優先の意識が浸透していることを意見交換内容や社員意識・職場実態調査により確認・評価<br>④評価結果のフィードバック<br>⑤評価結果を踏まえ業務運営方針へ織り込み日常業務化 | コンプライアンス最優先の意識が浸透していることを意見交換内容や社員意識・職場実態調査により確認する。 | 火力総括 | 火力部門 | 社員意識・職場実態調査実施（全社施策）5/27～6/9 | | | | 部長メッセージ発信(8/1)<br>事業所訪問および対話活動 | | | 評価および業務運営方針への展開 | | | | | （実施状況）<br>・社員意識・職場実態調査実施(5/7～6/9)<br>・部長ﾒｯｾｰｼﾞ発信(8/1)<br>・事業所訪問対話活動（9/1計画書作成<br>9/18下松,10/1玉島・水島,10/3RC,10/6柳井・岩国,10/15三隅,10/17新小野田<br><br>（課題・問題点）<br><br>（見直し内容）<br>・施策実施過程で工程を一部見直し | （主管部門評価結果）<br><br>（内部監査部門評価結果） | |
| | ○法令遵守が出力確保に優先することを行動指針として徹底　２－②（日常業務化） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 日常の行動規範となる指針の作成 | a．コンプライアンスに基づく判断基準の提示（判断に迷った時の取るべき行動について）<br>【完了】<br><br>b．管理職に対して，業務遂行の判断に指針の活用を徹底<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・上記行動規範に基づき，各発電所ともコンプライアンス最優先が徹底されていることを確認した。<br>・今後の法令遵守に対する意識の徹底については「火力部門技術系社員業務教育要則」に『法令教育』として規定した。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・法令遵守に対する意識の徹底として，「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき『法令教育』として計画・実施する。<br>・教育実施後は，「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき，実施状況の確認・評価を行い，向上措置を踏まえて計画に反映する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

# 再発防止対策の具体的行動計画【火力】

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正を隠さない仕組み・風土づくり】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主要箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不正・不具合を顕在化させ，改善する仕組みづくり | ○緊急時の対応ルールの明確化　２－②（日常業務化） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「火力非常災害対策細則に基づくマニュアル」の見直し | a．通報基準の明確化<br>b．緊急時の通報基準を事象別（燃料油，アンモニア等）に整理<br>c．的確な第一報が発せられるように通報要領の見直し<br>d．現実に即した通報訓練内容の充実<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・通報基準の明確化（緊急時の通報基準を事象別に整理，通報要領の見直し）として『通報連絡系統図』を見直し，「火力非常災害対策細則－非常災害および有事対応マニュアル」に規定した。<br>・通報訓練の実施および継続的向上措置を「火力非常災害対策細則－非常災害および有事対応マニュアル」へ規定した。<br>・上記の結果，いずれの発電所も適切な通報が行えるようになったことを確認した。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・緊急時の対応は，「火力非常災害対策細則－非常災害および有事対応マニュアル」の規定に基づき実施する。<br>・実践で有効に機能するために，「火力非常災害対策細則－非常災害および有事対応マニュアル」の規定に基づき通報訓練を実施する。<br>・訓練実施後は，「火力非常災害対策細則－非常災害および有事対応マニュアル」およびマニュアルの規定に基づき，実施状況の確認・評価を行い，向上措置を踏まえて計画に反映する。<br>・実践や訓練において緊急時の対応ルールの改善が必要と認めた場合は，「規程通達類管理規程」の規定に基づき改訂を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○不具合等が発生した場合のルールの明確化　２－②（日常業務化） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 設備の不具合や測定値に疑義等が発生した場合の対処方法の明確化 | a．設備不調時の対応ルールの明確化<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・設備不調時（ＮＯｘ濃度異常上昇が認められた場合ほか）の対応操作要領について，「汽力発電所運用維持要則」で規定する『運転操作要領書』の内容を見直した。<br>・『運転操作要領書』が実践上有効に活用できるよう，『大型カード』化し中央操作室へ常備した。<br>・『運転操作要領書』に基づき設備不調時の対応訓練を実施し，問題ないことを確認した。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・設備不調時の対応は，『運転操作要領書』および『大型カード』に基づき実施する。<br>・実践で有効に機能するために，「汽力発電所運用維持要則」の規定に基づき対応訓練を実施し，実施状況の確認・評価を行い，向上措置を踏まえて計画に反映する。<br>・実践や訓練において『運転操作要領書』および『大型カード』の改善が必要と認めた場合は，「火力関係保安業務管理要則」の規定に基づき改訂を行う。<br><br>b．記録類が管理値を超過した場合のルールの明確化<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・記録類が管理値を超過した場合のルール（記録の取扱いおよび運転管理基準値の根拠）について「品質管理システム」で規定する『運転管理要領書』の内容を見直した。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・記録類が管理値を超過した場合の対応は，『運転管理要領書』に基づき実施する。<br>・『運転管理要領書』の改善が必要と認めた場合は，「火力発電所品質管理要則」の規定に基づき改訂を行う。<br><br>c．管理値を外れた値を計測した場合のルールの明確化<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・管理値を外れた値を計測した場合のルール（データの取扱いおよび再測定の考え方）について「汽力発電所運用維持要則」で規定する『検査要領書』の内容を見直した。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・管理値を外れた値を計測した場合の対応は，『検査要領書』に基づき実施する。<br>・『検査要領書』の改善が必要と認めた場合は，「防災規程類の管理要領」等の規定に基づき改訂を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

# 再発防止対策の具体的行動計画【火力】

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

## 【不正を隠さない仕組み・風土づくり】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主要箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり | ○ナレッジシステム（※）活用による情報共有化の促進　２－④（見直し後継続） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 登録・共有化された情報の検索結果を参照し易くするため，ナレッジシステムの検索機能向上を図る。<br>また，活用状況の把握および情報提供を行うとともに，活用方法を業務要領等へ織り込むことでナレッジシステムの利用促進を図る。<br><br>（※）ナレッジシステムとは，知識・技術の継承を目的とし構築したシステムで，以下の二つのシステムから構成されている。<br>①コミュニティ支援システム：ＱＡ交換，ライブラリ（技術論壇）等コミュニケーション活性化による，個々人の知識ノウハウを共有化するシステム<br>②火力アーカイブス：技術情報をデータベース化したキーワード型検索システム | a．不適切事案，再発防止策の登録<br>【完了】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | b．ナレッジシステムにおいて分野別の情報支援，意見交換の実施<br>①検索結果を参照し易くする対策の実施<br>②運用説明会の実施<br>③活用状況の把握，情報提供<br>④歯止め・まとめ（品質管理担当による事業所訪問による確認含む）<br>⑤ナレッジシステムの活用方法を業務要領等へ織り込み日常業務化 | ナレッジシステムが業務に活用されていることを品質管理担当の事業所訪問により確認する。 | 品質管理 | 火力部門 | 検索機能の向上対策(5/23完了)<br>運用説明会(6/9～7/29)（意見交換含む） | | | | | | 歯止め・まとめ（事業所訪問含む） | | | | | | （実施状況）<br>・ナレッジシステム検索後の出力を「内容」「ﾉｳﾊｳ」等含めて可能とした(5/23完了)<br>・運用説明会(6/9～7/29)<br>・１Ｑ活用状況報告(7/23)<br>・２Ｑ活用状況報告(10/10)<br><br>（課題・問題点）<br><br>（見直し内容）<br>・施策実施過程で工程を一部見直し | （主管部門評価結果）<br><br>（内部監査部門評価結果） | |
| | | | | | | ナレッジシステム活用推進と定着化<br>業務要領等への反映検討 | | | | | | | | 業務要領等への反映 | | | | | | |
| | | | | | | 活用状況のフォロー(7/23)▼ | | | | | | 活用状況のフォロー(10/10)▼ | | 活用状況のフォロー▽ | | | | | | |
| | ○本社に技術的相談が出来る部署を設置（対策済）　２－②（日常業務化） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 本社に品質管理担当，環境管理担当を設置 | a．現場の技術相談窓口として品質管理担当・環境管理担当の設置および業務内容の周知（H19.2実施済み）<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・技術相談窓口を設置し，全社電話帳および火力部門ホームページに掲載した。<br>・技術的相談窓口として認識され，機能していることを確認した。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・火力品質管理担当が各事業所を訪問し，サポート体制について意見交換を実施しＰＤＣＡサイクルを回していく。<br>・相談窓口としての設置周知は電話帳，火力ホームページに掲載済み。<br><br>b．社外情報・法令改正情報の発信，他社・他産業から得られた教訓の的確 な反映，技術情報の収集・発信<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・「全社保安情報データベース」を運用開始した。<br>・情報の収集，発信は「火力関係保安業務管理要則」に規定した。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・情報の収集，発信は「火力関係保安業務管理要則」の規定に基づき実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○行政とのコミュニケーションの充実　２－③（現行内容継続） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 情報提供，相談等による行政とのコミュニケーション活動を実施するとともに，定着化を図る。 | a．平常時においては業務運営に関する情報提供や意見交換等のコミュニケーションを通じた行政との信頼関係の構築<br>b．異常発生時における報告・連絡体制の確認<br>c．適切な業務推進のため積極的な相談<br>①積極的な面談の実施（情報提供，説明，相談，報告）<br>②コミュニケーション活動結果（件数および対応時の行政側の感触）の把握<br>③品質管理担当による事業所訪問時にコミュニケーション活動の定着化について確認・評価し，業務運営方針へ展開 | 行政とのコミュニケーション活動が定着していることを品質管理担当の事業所訪問により確認する。 | 品質管理 | 火力部門 | | | | | | | | | | | | | （実施状況）<br>・各所の情報交換件数の整理と情報提供(7/16)<br>・9月末時点の各所の情報交換件数の整理と情報提供(10/15)<br><br>（課題・問題点）<br><br>（見直し内容）<br>・施策実施過程で工程を一部見直し | （主管部門評価結果）<br><br>（内部監査部門評価結果） | |
| | | | | | | | | | | | | コミュニケーション活動 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 情報交換件数整理▼（各所へ情報提供7/16） | | | 情報交換件数整理▼（各所へ情報提供10/15） | | 情報交換件数整理▽ | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 事業所訪問による定着化の確認・評価<br>業務運営方針へ展開 | | | | | | | | |

# 再発防止対策の具体的行動計画【火力】

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

## 【不正をさせない業務運営】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主要箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルールの明確化・マニュアル類の見直し | ○コンプライアンス最優先の業務運営の徹底　2－③（現行内容継続） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを業務運営方針へ織り込み，実施する。 | a．コンプライアンスを最優先に進めることによって「お客さまに満足いただき信頼を獲得できる事業活動の推進」に取り組むことを業務運営方針に明記<br>①業務運営方針へコンプライアンス最優先の業務運営を明記していることを確認<br>②方策の実施状況を確認<br>③評価結果を踏まえ業務運営方針へ織り込み日常業務化 | 業務運営実施状況報告によりコンプライアンス最優先の業務運営が行われていることを確認する。 | 火力総括 | 火力部門 | 業務運営方針の策定通知<br>▼(2/27) | 業務運営方針に明記していることを確認<br>▼(4/15) | | 実施状況確認<br>▼(7/24) | | | 実施状況確認<br>▼(10/29) | 評価および業務運営方針への展開 | | | | | 《実施状況》<br>・業務運営方針の策定通知(2/27)<br>・業務運営方針にコンプライアンス最優先の業務運営を明記していることを確認(4/15)<br>・各事業所の実施状況を確認(7/24)<br>・各事業所の実施状況を確認(10/29)<br>《課題・問題点》<br>《見直し内容》 | 《主管部門評価結果》<br>《内部監査部門評価結果》 | |
| | ○品質管理システムの見直し　2－②（日常業務化） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | コンプライアンスの観点に立った品質管理の見直し | a．法律に立脚していることの明確化（今回の不具合事案を反映）<br>b．あいまいな表現の排除（都合解釈のきかないものにする）<br>c．上位管理職を含めた教育・訓練の充実<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・“法律に立脚していること”および“あいまいな表現の排除”について「品質管理システム」を点検し，「品質管理システム」の規定内容を見直した。<br>・教育・訓練として内部監査員スキルアップ研修を実施した。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・見直し内容に基づく品質管理活動は，「品質管理システム」の規定に基づき実施する。<br>・「品質管理システム」の改善が必要と認めた場合は，「品質管理システム」の規定に基づき改訂を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○環境管理システム（ＥＭＳ）の見直し　2－②（日常業務化） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 環境方針の見直しおよび内部監査の充実 | a．環境方針の見直し<br>b．環境側面の抽出，著しい環境側面の追加登録（H19.1実施済み）<br>c．法的およびその他要求事項について基準値を追記（H19.1実施済み）<br>d．内部，外部監査等についてシステム中心から環境管理の実施内容も重点に監査<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・「環境方針」「大気，排水，海水温度等環境に関する管理事項」「環境管理教育の充実」および「環境管理相互点検」について，「環境管理システム」を点検し見直した。<br>・環境内部監査により，適切にシステムの運用が実施されていることを確認した。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・見直し内容に基づく環境管理活動は，「環境管理システム」の規定に基づき実施する。<br>・「環境管理システム」の改善が必要と認めた場合は，「環境管理システム」の規定に基づき改訂を行う。<br>・環境内部監査は「環境管理システム」の規定に基づき実施する。<br><br>e．関係者に対する環境管理勉強会の開催　（4回/年）（H19.2第1回実施済み）<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・環境管理勉強会は「環境管理システム」に基づき実施した。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・環境管理勉強会は「環境管理システム」の規定に基づき実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○法令説明・解釈集の充実　2－④（見直し後継続） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 法令説明・解釈集のレビューを確実に実施する仕組みを整備するとともに，法令説明・解釈集の点検を行い充実を図る。 | a．業務フローに沿った法令説明・解釈集の作成<br>・業務に関係する法令や協定等を洗い出した説明・解釈集の作成および法令改正レビューの確実実施<br>①法令説明・解釈集の作成（Ｈ１９年度に実施済み）<br>②法令説明・解釈集の見直し手順等を定めた運用要領を作成<br>③運用要領に基づき法令説明・解釈集の点検を実施<br>④運用要領により日常業務化 | 法令説明・解釈集が運用要領に基づき適切に点検され充実が図られていることを確認する。 | 品質管理 | 火力部門 | 運用要領の作成(6/27完了) | | | 運用要領に基づく点検の実施 | | | | 評価 | | | | | 《実施状況》<br>・「法令・協定の手引き」見直し要領書の作成(6/27完了)<br>・法令改正情報ｻﾎﾟｰﾄﾂｰﾙ「法令FOCUS」契約(7/30)，運用開始(8/1)<br>・計量法の手引書内容を一部変更(9/9)<br>《課題・問題点》<br>《見直し内容》 | 《主管部門評価結果》<br>《内部監査部門評価結果》 | |
| | | b．業務要領書の見直し，充実<br>【再発防止対策（不具合が発生した場合のルールの明確化）にて実施済み】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 法令説明・解釈集の業務への活用 | | | | | | | | | | | | | | |

# 再発防止対策の具体的行動計画【火力】

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

## 【不正をさせない業務運営】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は<br>実施状況確認方法 | 主要箇所 | 対象箇所 | 平成20年度<br>上期<br>4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期<br>10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 内部チェック体制の充実 | ○ラインチェックの充実　２－②（日常業務化） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ライン管理者の責任・役割の明確化 | a．ライン管理者が承認時に法令チェックを漏らさない方法の検討・導入<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・『届出チェック表（法令に基づく届出の要否確認表）』を作成し，その運用方法を「汽力発電所運用維持要則」に規定した。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・工事計画，施行立案時は，「汽力発電所運用維持要則」に規定する『届出チェック表』に基づき要否の確認を実施する。<br>・『届出チェック表』の改善が必要と認めた場合は，「規程通達類管理規程」の規定に基づき改訂を行う。<br><br>b．今回事例に基づく管理職の法令・協定等の早期教育実施<br>c．法令説明・解釈集完成後，管理職としてマスターすべき法令・協定等の教育実施<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・事例に基づく管理職の法令・協定等の早期教育を実施した。<br>・ライン管理者としてマスターすべき法令・協定等の教育の継続実施として，「火力部門技術系社員業務教育要則」に『法令教育』として規定した。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・法令・協定に関する知識の教育として，「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき『法令教育』として計画・実施する。<br>・教育実施後は，「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき，実施状況の確認・評価を行い，向上措置を踏まえて計画に反映する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○発電所相互での点検活動　２－③（現行内容継続） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 再発防止対策の実施状況や日常業務化した施策の定着状況を確認するため，発電所相互点検を実施する。 | a．環境測定等の実施状況や再発防止対策の実効性を相互に点検し，問題点等の抽出・改善<br>b．改善事項を自所へ反映<br>①発電所相互点検要領書の見直し<br>②発電所相互点検の実施<br>③点検結果の把握と水平展開<br>④品質管理担当による発電所訪問<br>⑤再発防止対策の実施状況と日常業務化した施策の定着状況の確認・評価 | 再発防止対策（継続実施する施策および日常業務化した施策）が確実に実施されていることを発電所相互点検および品質管理担当の事業所訪問により確認する。 | 品質管理 | 火力部門 | 発電所相互点検要領書の見直し(6/18完了) | | 発電所相互での点検活動<br>(7/17,24,28) | 事業所訪問による定着化の確認<br>(7/4～28) | 好事例等の水平展開(8/20) | | 事業所訪問による定着化の確認・評価 | | | | | | （実施状況）<br>・発電所相互点検要領書の見直し実施(6/18)<br>・発電所相互点検(7/17,24,28)<br>・事業所訪問による定着化の確認(7/4～28)<br>・好事例等の水平展開(8/20)<br><br>（課題・問題点）<br><br>（見直し内容）<br>・事業所訪問による定着化の確認評価を1回→2回に見直し<br>・施策実施過程で工程を一部見直し | （主管部門評価結果）<br><br>（内部監査部門評価結果） | |
| 法令・協定遵守徹底等の業務教育の実施 | ○事例研修会の開催　２－②（日常業務化） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事例研修および法令・協定遵守研修の実施 | a．事例に基づく具体例の原因・結果から，法令・協定遵守の徹底に関する研修会の実施　（出来るだけ管理者研修，業務教育研修に組み込んで行う）<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・「火力部門技術系社員業務教育要則」に規定する『法令研修』として継続実施する。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・事例研修は，「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき『法令教育』として計画・実施する。<br>・教育実施後は，「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき，実施状況の確認・評価を行い，向上措置を踏まえて計画に反映する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○技術習得機会の充実　２－②（日常業務化） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外部研修会への参加および資格取得の支援等技術習得機会の充実 | a．外部研修会への積極的参加（法令解釈等の外部研修会への参加）<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・外部研修会の情報提供として，火力部門ホームページへ掲載し支援を行った。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・外部研修会情報は火力部門ホームページへの掲載をもって継続支援を行う。<br>・発電所は，火力部門ホームページの掲載情報をもとに業務に有用な研修を選択し，計画・受講を行う。<br><br>b．資格取得の促進および再講習の支援（業務に必要な資格の受検支援および再講習支援）<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・部門部長通達により支援を行った。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・資格取得については，部門部長通達をもって継続支援を行う。<br><br>c．環境業務担当者の技術習得機会の充実（環境に係る研修コースの新設）<br>【日常業務化】<br>①日常業務化した根拠<br>・環境関係の技術力向上に資する研修として，「火力部門技術系社員業務教育要則」に規定する『大気・水質監視計器研修』の内容を見直した。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・環境に係る研修として見直した『大気・水質監視計器研修』は，「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき計画・実施する。<br>・教育実施後は，「火力部門技術系社員業務教育要則」の規定に基づき，実施状況の確認・評価を行い，向上措置を踏まえて計画に反映する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

# 再発防止対策の具体的行動計画【火力】

－凡　例－
▽□：計画，▼■：実績

## 【不正をさせない業務運営】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主要箇所 | 対象箇所 | 平成20年度（上期：4月～9月，下期：10月～3月）<br>4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 改ざんを防ぐ仕組みづくり | ○記録改ざん防止対策の確実な実施　２－③（現行内容継続） | | | | | | | | |
| | 「改ざん防止とそのチェックが可能な仕組み（Ｈ１９年度実施済）」を環境管理システムへ織り込み確実に実施する。 | a．改ざん防止とそのチェックが可能な仕組みの策定（施工会社の記録がそのまま当社書類となるしくみの確立）<br>①「改ざん防止とそのチェックが可能な仕組み」の策定（Ｈ１９年度実施済み）<br>②策定した仕組みの環境管理システムへの織り込み<br>③環境内部監査により運用状況を確認・評価<br>④環境管理システムにより日常業務化 | 環境内部監査により，改ざん防止対策とそのチェックが可能な仕組みが適切に運用実施されていることを確認する。 | 環境管理 | 火力部門 | 環境管理システムへの織り込み ▼5/21<br>環境管理システムによる運用<br>環境内部監査・評価 | （実施状況）<br>・「公害防止管理者による環境計測業務等の立会要領」「環境計測結果の転記・計算ミス防止ソフト作成実施要領」を環境管理システムへ織り込み(5/21)<br>（課題・問題点）<br>（見直し内容）<br>・施策実施過程で工程を一部見直し | （主管部門評価結果）<br>（内部監査部門評価結果） | |
| | | （日常業務化）<br>①日常業務化した根拠<br>・計器・ソフトウエアの改ざん防止対策として「環境監視計器保守管理基準」および「火力制御システム保守管理要則」を制定した。<br>②移行後のＰＤＣＡの取組み方法<br>・計器・ソフトウエアの保守は「環境監視計器保守管理基準」および「火力制御システム保守管理要則」により実施する。<br>・「環境監視計器保守管理基準」および「火力制御システム保守管理要則」の改善が必要と認めた場合は，「規程通達類管理規程」に基づき改訂を行う。 | | | | | | | |
| 委託業務の適正性確保 | ○委託・請負業務の健全な取引関係の適正性の確保　２－④（見直し後継続） | | | | | | | | |
| | 「第三者機関による牽制機能の導入と検査業務の適正性確保のための仕組み（共にＨ１９年度実施済）」を環境管理システムおよび業務委託契約書に織り込み確実に実施する。<br>また，第三者機関による測定結果に基づく実効性の評価を行う。 | a．委託業務の健全な取引関係の構築<br>・年間業務の中で適宜，第三者機関の測定等の組入れ<br>①Ｈ１９年度に実施した結果の妥当性評価<br>②第2回目の第三者機関による測定実施<br>③第2回目結果を踏まえた妥当性評価<br>④「第三者機関による牽制機能」の環境管理システムへの織り込み<br>⑤環境内部監査により運用状況を確認・評価<br>⑥環境管理システムにより日常業務化 | （平成19年度実施内容の評価）<br>グループ委託先と第三者機関のデータ突合せを行い，妥当性を確認する。<br>（平成20年度実施内容の評価）<br>第2回目結果についてグループ委託先と第三者機関のデータ突合せを行い，妥当性を確認する。<br>環境内部監査により，環境管理システムに基づき第三者機関による牽制機能が適切に運用実施されていることを確認する。 | 環境管理 | 火力部門 | Ｈ１９年度の実施結果の妥当性評価 ▼(4/2)<br>第2回目結果を踏まえた妥当性評価<br>第2回目の第三者機関による測定実施<br>環境管理システムへの織り込み ▼5/21<br>環境管理システムによる運用<br>環境内部監査・評価 | （実施状況）<br>・Ｈ１９年度第三者機関による環境計測業務測定結果に対する総合評価実施(4/2)<br>・第三者機関による測定実施（4/16:下松）<br>・「第三者機関による環境計測業務実施要領」「公害防止管理者による環境計測業務等の立会要領」「法令に基づく環境計測検査業務の運用実施要領」を環境管理システムへ織り込み(5/21)<br>・「業務委託契約書への織り込み」は，10月末現在，案作成後の内容調整中。<br>（課題・問題点）<br>（見直し内容）<br>・施策実施過程で工程を一部見直し | （主管部門評価結果）<br>（平成19年度実施内容の評価）<br>一部の発電所でＡ社とＢ社の排ガス量測定結果に差異が確認された。差異が生じた原因については今後検討を進めていく。<br>（内部監査部門評価結果） | |
| | | b．検査業務の適正性確保のためのルール設定<br>・計測生値と報告書との照合<br>・検査状況写真を報告書へ添付<br>・報告書への適正性保証の明記<br>・検査業務への当社社員の立会<br>①検査業務の適正性確保のためのルール作り（Ｈ１９年度実施済み）<br>②「検査業務の適正確保のための仕組み」の環境管理システムへの織り込み<br>③「検査業務の適正確保のための仕組み」の業務委託契約書への織り込み<br>④環境内部監査により運用状況を確認・評価<br>⑤環境管理システムおよび業務委託契約書により日常業務化 | 環境内部監査により，環境管理システムに基づき化学分析業務の適正性確保のための仕組みが適切に運用実施されていることを確認する。 | 環境管理 | | 環境管理システムへの織り込み ▼5/21<br>環境管理システムによる運用<br>業務委託契約書への織り込み<br>業務委託契約書による運用<br>環境内部監査・評価 | | | |

# 再発防止対策の具体的行動計画 【原子力部門】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| コンプライアンス最優先の徹底 | AP1 QMS高度化の実施 （方針・メッセージの周知） 1－①（対策完了） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 原子力発電所の安全・安定運転および良好な職場風土を醸成するため，より高度な品質システムを構築する。 | 【完 了】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP4 効果的なマネジメントレビューの実施 （3）原子力品質方針の改正 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | トップマネジメントがその役割と権限を十分に発揮できる，マネジメントレビューのシステムを構築する。 | ●効果的なマネジメントレビューの実施 （3）原子力品質方針の改正【日常業務化】<br>①マネジメントレビュー基本要領に基づき，品質方針に基づく品質目標を設定してQMS活動を実施。品質方針，品質目標変更の必要性はマネジメントレビューにて評価する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コンプライアンス教育の充実 | AP5 良好なコミュニケーションと明るい職場づくり （4）安全文化醸成施策の実施 2－③（現行内容継続） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | QMS高度化で実施してきた取組みを加速して安全文化醸成施策を実施し，不適切な事案が再発しない組織風土を確実なものとしていくとともに，国からの要求に対応できるような施策を策定・実施する。 | ・原子力安全文化醸成要則に基づく活動を実施<br>・安全文化醸成方針を策定<br>・各組織が安全文化醸成施策を実施。<br>・原子力部門独自のアンケートを実施し，安全文化の経年的な醸成度合いを分析する。 | ・アンケートを実施し，安全文化の醸成度合いを分析・評価する。<br>・活動および分析・評価結果は，QMS推進者会議，原子力品質保証委員会で審議し，マネジメントレビュー（MR）で社長へ報告する。<br>・分析・評価の結果，必要により，追加施策を検討し実施する。 | 電源事業本部（原子力品質保証） | 原子力部門 | ▼4/1 基本方針制定<br>活動方針通達<br>▼6/10原子力品質保証委員会<br>活動計画の報告<br>個別施策計画，実施<br>▽活動状況を事務局へ報告<br>▼5/28社長ﾒｯｾｰｼﾞ発信<br>▼6/1人的過誤要因分析要領類制定<br>▼7/30 一般対象 安全文化講演会<br>安全文化醸成度評価方法の検討<br>▼ｱﾝｹｰﾄ実施（8/11～28）<br>▽MR<br>結果分析・評価<br>評価結果報告<br>▽活動結果まとめ・評価<br>▽MR<br>再発防止対策有効性意識調査▼（管理者対象）（9/30～10/15）<br>追加施策検討 次年度計画策定<br>▽手順書制定<br>評価改善の仕組み検討 | 《実施状況》<br>社長による原子力安全文化醸成に関する基本方針（4月制定）に基づき，平成20年度の活動計画を策定し，各所で活動を実施中。<br>過去のトラブル等を手がかりに，原子力部門の「あるべき姿」を具現化し，これを評価の観点とするアンケート項目を作成。8月に原子力部門全員を対象にアンケート実施。<br>《課題・問題点》<br>－<br>《見直し内容》<br>施策実施過程で工程を一部見直し。 | 《主管部門評価結果》<br>《内部監査部門評価結果》 | |

# 再発防止対策の具体的行動計画 【原子力部門】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正を隠さない仕組み・企業風土づくり】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不正・不具合を顕在化させ改善する仕組みづくり | AP2 確実な予防保全の実施（不適合未然防止）（1）保全プログラムのレビュー 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成18年度に発生したCSTの腐食事象等の保守に関するトラブル，および平成20年度から導入される新検査制度を踏まえ，適切な保全計画に見直す。 | ●確実な予防保全の実施（不適合未然防止）（1）保全プログラムのレビュー 【日常業務化】<br>①新検査P」による新検査制度対応業務の中での継続的改善に移行。運営方針書「2-2新検査制度導入への確実な対応」の中で実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP2 確実な予防保全の実施（不適合未然防止）（2）設計・開発の改善 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ECCSストレーナに関する保安検査指摘事項を踏まえ，設計・開発が適切に実施できるようにする。 | ●確実な予防保全の実施（不適合未然防止）（2）設計・開発の改善 【日常業務化】<br>①保守管理の定期的な評価等QMSの改善活動による継続的改善に移行する。<br>②内部監査による細則他の適合性および有効性をレビューする。<br>③施行後の状況についてマネジメントレビュー（MR）（QMS検討委員会）を実施する。<br>④使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP2 確実な予防保全の実施（不適合未然防止）（3）保守管理要員の教育訓練 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保守管理に求められる教育訓練項目についての問題点・要望事項の抽出し，教育訓練の改善に寄与する。 | ●確実な予防保全の実施（不適合未然防止）（3）保守管理要員の教育訓練【日常業務化】<br>①今後はAP6（3）技術継承施策の実施（力量の明確化）に合わせて活動する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP2 確実な予防保全の実施（不適合未然防止）（4）確実な予防保全の実施 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 島根1，2号機に必要な予防保全計画を抽出して，向こう5年以内に対策が完了できるような予防保全計画を策定した上で長計へ反映し，確実な予防保全を実施する。 | ●確実な予防保全の実施（不適合未然防止）（4）確実な予防保全の実施 【日常業務化】<br>①策定した予防保全5ヵ年計画をH20年度の長計へ計上して確実に実施し，通常組織による継続的改善に移行する。<br>②業務実施計画書に長計，中計への反映を織り込み，通常ライン業務として実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP3 確実な不適合管理,是正処置,予防処置の実施(1)不適合管理,是正処置,予防処置のシステム検討 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 不適合の是正処置，予防処置を機能的かつ有効に実施するためのシステムを構築する。 | ●確実な不適合管理,是正処置,予防処置の実施(1)不適合管理,是正処置,予防処置のシステム検討【日常業務化】<br>①内部監査による細則他の適合性および有効性をレビューする。<br>②施行後の状況についてマネジメントレビュー（MR）（QMS検討委員会）を実施する。<br>③使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP3 確実な不適合管理，是正処置，予防処置の実施（2）根本原因分析の確実な実施 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 分析手法を習熟するとともに，確実な是正処置，予防処置に資するため根本原因分析活動を行う。 | ●確実な不適合管理，是正処置，予防処置の実施（2）根本原因分析の確実な実施【日常業務化】<br>①原子力品質担当の業務実施計画に織り込み，2件以上／年の根本原因分析を実施し，QMSの継続的改善を実施していく。<br>②根本原因分析結果については，原子力品質保証委員会で評価するとともに，現場の声を収集し評価する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職場風土づくり 企業風土・悩みを言い出せる | AP5 良好なコミュニケーションと明るい職場づくり（1）内部コミュニケーションの改善 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 共有すべき情報については，主管箇所，共有化の窓口，伝達ルールを定め,確実な共有化を実施する。 | ●良好なコミュニケーションと明るい職場づくり（1）内部コミュニケーションの改善【日常業務化】<br>①役員による意見交換は，現場の声を収集し改善に結びつけると共に，経営層と現場の距離感が縮まり，コミュニケーションの改善に役立つことを確認したことから，再発防止対策としては施策を終了するが，H20年度も日常業務として継続的に取り組むこととし，原子力品質保証担当の業務実施計画に織り込み，計画的に実施する。<br>②各組織間の連携強化・情報共有策としてQMS推進者会議を設置した。共有すべき情報や運営手順は「内部コミュニケーション基本要領」において明確化し，情報共有の仕組みを構築したたことにより，再発防止対策の施策としては完了する。H20年度以降は，日常業務によるQMSの継続的改善として活動を継続する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

# 再発防止対策の具体的行動計画 【原子力部門】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をさせない業務運営】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルールの明確化・マニュアル類の見直し | AP4 効果的なマネジメントレビューの実施 (1) マネジメントレビューのシステム構築 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | トップマネジメントがその役割と権限を十分に発揮できる，マネジメントレビューのシステムを構築する。 | ●効果的なマネジメントレビューの実施 (1) マネジメントレビューのシステム構築【日常業務化】<br>①内部監査による細則他の適合性および有効性レビューする。<br>②施行後の状況についてマネジメントレビュー（MR）（QMS検討委員会）を実施する。<br>③使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP4 効果的なマネジメントレビューの実施 (2) 効果的なマネジメントレビューの実施 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | トップマネジメントがその役割と権限を十分に発揮できる，マネジメントレビューのシステムを構築する。 | ●効果的なマネジメントレビューの実施 (2) 効果的なマネジメントレビューの実施【日常業務化】<br>①マネジメントレビュー基本要領に基づき，年間計画を策定してマネジメントレビュー（MR）を実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP5 良好なコミュニケーションと明るい職場づくり (2) 外部コミュニケーションの改善 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) 規制に関する情報の入手・伝達方法や処理・活用方法について，プロセスを明確にする。<br>(2) 共有すべき情報については，主管箇所，共有化の窓口，伝達ルールを定め,確実な共有化を実施する。 | ●良好なコミュニケーションと明るい職場づくり (2) 外部コミュニケーションの改善【日常業務化】<br>①通常組織による継続的改善に移行する。<br>②内部監査による細則他の適合性および有効性レビューする。<br>③施行後の状況をマネジメントレビュー（MR）（QMS検討委員会）を実施する。<br>④使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP5 良好なコミュニケーションと明るい職場づくり (3) 情報共有ルールの明確化 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 共有すべき情報については，主管箇所，共有化の窓口，伝達ルールを定め,確実な共有化を実施する。 | ●良好なコミュニケーションと明るい職場づくり (3) 情報共有ルールの明確化【日常業務化】<br>①情報共有化は，本社と現場が情報を共有して，業務を遂行することにより，実効的な業務運営ができることを目的としている。今回，共有ルールを明確化したことから再発防止対策の施策としては完了するが，H20年度以降の本運用移行後，通常組織による日常業務として，原子力総括担当の業務実施計画へ織り込み，毎年改善要望を聴取し，ルールの見直しを検討・実施することで継続的改善を行う。<br>②各組織間の連携強化・情報共有策としてQMS推進者会議を設置した。共有すべき情報や運営手順は「内部コミュニケーション基本要領」において明確化し，情報共有の仕組みを構築したたことにより，再発防止対策の施策としては完了する。H20年度以降は，日常業務によるQMSの継続的改善として活動を継続する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP1 QMS高度化計画の実施 (2) QMS文書，体系の変更 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | QMS高度化計画として，JEAC4111への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため，JEAC4111のQMS文書を再構築する。 | ●QMS高度化計画の実施 (2) QMS文書，体系の変更【日常業務化】<br>①日常業務によるQMSの継続的改善として活動を継続する。<br>②内部監査による細則他の適合性および有効性をレビューする。<br>③施行後の状況についてマネジメントレビュー（MR）（QMS検討委員会）を実施する。<br>④使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP1 QMS高度化計画の実施 (3) QMS文書・活動のスリム化 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | QMS高度化計画として，JEAC4111への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため，JEAC4111のQMS文書を再構築する。 | ●QMS高度化計画の実施 (3) QMS文書・活動のスリム化 【日常業務化】<br>①日常業務によるQMSの継続的改善として活動を継続する。<br>②内部監査による細則他の適合性および有効性をレビューする。<br>③施行後の状況についてマネジメントレビュー（MR）（QMS検討委員会）を実施する。<br>④使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

# 再発防止対策の具体的行動計画 【原子力部門】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をさせない業務運営】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法令・協定遵守を徹底するための業務教育の強化 | AP6 各種教育・訓練の充実，技術継承による人材育成（1）QMS教育の改善 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 原子力安全に係る業務に従事する全要員に対し，JEAC4111の基本的な理解を習得させる。<br>管理職及びQMS活動の主導的な推進者に対し，QMSのより深い知識を習得させることにより「キーマン」を養成し，QMS活動の全体の底上げを図るともに，より有効な活動にする。 | ●各種教育・訓練の充実，技術継承による人材育成（1）QMS教育の改善 【日常業務化】<br>①H19年度から一部改善した教育計画に基づき，QMS教育を計画的に実施し評価して，その有効性を確認したことから，再発防止対策としては施策を終了する。H20年度は，改善したQMS教育を日常業務化（業務実施計画に織り込む）し，確実に実施して行く。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP6 各種教育・訓練の充実，技術継承による人材育成（2）品質保証センターによる活動支援 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | QMSの認識を高め業務のツールとして活用できるようにし，またPDCAが十分に回るようにする。 | ●各種教育・訓練の充実，技術継承による人材育成（2）品質保証センターによる活動支援【日常業務化】<br>①人が活動すれば不可避的に不適合が発生するといわれており，今後定期的に実施する不適合データの原因分析による人的エラーのデータ分析から得られる弱点を，品質保証センターがモニターし，支援活動の改善に結び付けていく活動を実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP6 各種教育・訓練の充実，技術継承による人材育成（3）技術継承施策の実施（力量の明確化） 2－③（現行内容継続） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果的な人材育成と技術力の向上を図る。 | ○H20年度中に新力量を導入するため以下の項目について，検討を行う。<br>・教育訓練内容策定<br>・新力量の運用の明確化<br>・新力量導入の日程等検討<br>○また，教育訓練の成果の具体的な有効性評価のために確認試験をH21年度中に導入するために方策を実施する。<br>・確認試験問題作成<br>・確認試験試運用 | ・新力量の策定内容および評価結果は，教育訓練検討会，QMS推進者会議，原子力品質保証委員会で審議し，マネジメントレビューで社長へ報告する。 | 電源事業本部（原子力総括） | 原子力部門 | ▼7/23教育訓練検討会（中間報告）<br>▼8/21教育訓練検討会（中間報告）<br>新力量の具体的運用策定<br>▽新力量制度の導入<br>▽MR<br>教育訓練内容作成<br>確認問題作成（修正含む）<br>確認試験実施<br>各所教育訓練手順書類改正<br>教育訓練の実施 | | | | | | | | | | | | 《実施状況》<br>担当・課単位での必要な技能，経験や教育項目を明確化し，教育カリキュラムや確認問題を作成中。<br>《課題・問題点》<br>－<br>《見直し内容》<br>施策実施過程で工程を一部見直し。 | 《主管部門評価結果》<br>《内部監査部門評価結果》 | |
| 内部チェック体制の充実 | AP4 効果的なマネジメントレビューの実施 （4）内部監査のあり方 2－③（現行内容継続） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施部門から独立した監査部門に加え，実施部門のラインQA部門との双方が内部監査を行う仕組みにより，規格要求の内部監査をより効果的に実施し，機能させることができることを考慮し，内部監査組織の仕組みを構築する。 | ・構築した仕組みに基づき内部監査を実施する。<br>・内部監査実施要員の力量確保のため，ISO9001審査員研修コースへ派遣する。<br>・考査部門からの提言を受けて取り組んでいる自己評価については平成20年4月以降，自己評価計画を策定し試行的に実施する。自己評価制度を本格導入するかどうかについては，試行結果を評価したうえで判断する。 | ・自己評価制度に係る検討内容（導入可否含む）については，QMS推進者会議，原子力品質保証委員会で審議し，マネジメントレビューで社長へ報告する。 | 電源事業本部（原子力品質保証） | 原子力部門 | 米国原子力発電所における自己評価活動の調査<br>▼自己評価実施（安全文化アンケート）<br>＊AP5(4)安全文化醸成施策の実施参照<br>導入検討<br>▽MR<br>JIS9004等の規格，文献調査<br>自己評価制度国内導入事例調査（情報収集）<br>中間状況報告▼<br>自己評価制度導入検討<br>▽最終報告（手順化）<br>計画的な実施部門内部監査の実施<br>5/29,30 7/9～11 8/27 10/14,15，29 | | | | | | | | | | | | 《実施状況》<br>自己評価制度に関して，米国や国内導入事例について調査中。<br>《課題・問題点》<br>－<br>《見直し内容》<br>施策実施過程で工程を一部見直し。 | 《主管部門評価結果》<br>《内部監査部門評価結果》 | |

# 再発防止対策の具体的行動計画 【原子力部門】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をさせない業務運営】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委託業務の適正性確保 | AP7 調達管理の改善 (1) 協力会社とのコミュニケーション方策改善 2－② (日常業務化等，恒常的な取組となった施策) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 協力会社と十分なコミュニケーションをとる | ●調達管理の改善 (1) 協力会社とのコミュニケーション方策改善 [日常業務化]<br>①保守管理の定期的な評価等QMSの改善活動による継続的改善に移行する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP7 調達管理の改善 (2) 規制／他電力における動向把握 2－② (日常業務化等，恒常的な取組み) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 民間規格の調達要求事項が全国大で見直しされており，当社QMSへ確実に反映する必要がある。一方，当社QMSの取り組みとして，中央大の会議体に積極的に参加しておらず，規格の要求する意図を十分に理解していなかった。このため，今後，積極的に会議体に参加し，当社の意思表示をするとともに規格の要求する意図を把握することを目的とする。 | ●調達管理の改善 (2) 規制／他電力における動向把握 [日常業務化]<br>①全国大のQMS課題を速やかに入手し，当社のQMSへ適切に反映することを目的に，規制／他電力の各種会議体，研修会等に参画し，所期の目的は達成した。H20年度以降も，規制／他電力の動向を把握し社内へ的確に反映するため，電事連・電気協会議への積極的な参加を継続する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP7 調達管理の改善 (3) 調達管理要領の見直し 2－② (日常業務化等，恒常的な取組み) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調達管理を適切に実施する。 | ●調達管理の改善 (3) 調達管理要領の見直し [日常業務化]<br>①保守管理の定期的な評価等QMSの改善活動による継続的改善に移行する。<br>②内部監査による細則他の適合性および有効性レビューする。<br>③使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP7 調達管理の改善 (4) 発注仕様書の見直し 2－② (日常業務化等，恒常的な取組み) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調達管理を適切に実施する。 | ●調達管理の改善 (4) 発注仕様書の見直し [日常業務化]<br>①保守管理の定期的な評価等QMSの改善活動による継続的改善に移行する。<br>②内部監査による細則他の適合性および有効性レビューを実施する。<br>③使い勝手に関する現場の声を収集し評価する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP7 調達管理の改善 (5) 保安のために講ずべき措置 2－② (日常業務化等，恒常的な取組み) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 発電設備の総点検結果を踏まえて，保安をより確実に確保させるため，要領書，作業手順書等保安に関する文書について保安規定に定め，これを遵守する。 | ●調達管理の改善 (5) 保安のために講ずべき措置 [日常業務化]<br>①運用面の改善点がないか，H20年度も日常業務として運用面の検証(法令遵守，安全文化醸成の定着度に関するアンケート) を年1回程度実施し，定着度・理解度を評価するする。また，「手順書の遵守」を徹底することを，発電所の6業務管理要領中で周知徹底することを明記するとともに，法令遵守に係る教育，コンプライアンス教育等の中で繰り返し説明し定着が図られていることを原子力運営担当の業務実施計画に織り込み確認する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP7 調達管理の改善 (6) 委託における検査業務の適切性を確保するためのルール設定 2－② (日常業務化等，恒常的な取組み) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 法令に基づく検査業務のうち，定期検査中の検査は国が検査への立会いや検査方法の審査を行っていること，また，協定に基づく環境放射能の測定等については当社による測定や自動測定により行っていることから，検査業務全般を委託により実施している補助ボイラばい煙測定を検査業務適正性確保に向けた取り組み対象検査業務とし，データ改ざん防止等のルールを設定する。 | ●調達管理の改善 (6) 委託における検査業務の適切性を確保するためのルール設定 [日常業務化]<br>①通常組織による継続的改善に移行する。<br>②作業着手前に委託先の業務従事者および当社の業務関係者への教育を継続実施する。<br>③改ざん防止のためのルール設定に係る当社要求事項をH20年度委託業務仕様書に反映させる。<br>④H20年度についても第三者機関によるサンプル測定を実施し，分析データを比較する。<br>⑤上記実施内容を業務実施計画に反映させる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

# 再発防止対策の具体的行動計画 【原子力部門】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をさせない業務運営】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 保安確保の徹底 | AP8 国からの行政処分に関する取り組み (1) 原子炉主任技術者の独立体制 2－② (日常業務化等，恒常的な取組み) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 原子炉主任技術者がその保安の監督の責任を十分にできることまたその指示にしたがうことを確実にするため独立性が担保される組織体制とする。 | ●国からの行政処分に関する取り組み (1) 原子炉主任技術者の独立体制【日常業務化】<br>①原子炉主任技術者が保安の監督を行う責務を十全に果たすことに対し，業務量を含め改善点がないかどうか，H20年度も日常業務として引き続き運用面の検証 (原子炉主任技術者，所長と懇談) を年2回程度実施し，要求事項が満足されていない場合， 関係する要領類の整備，原子炉主任技術者を補佐する体制の構築等運用面の改善策を講じることとし，原子力運営担当の業務実施計画に織り込み実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP8 国からの行政処分に関する取り組み (2) －1保安規定の変更 (変更命令) 2－② (日常業務化等，恒常的な取組み) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 発電設備の総点検結果を踏まえた，保安規定の変更命令，国からの行政処分に対し，経営責任者の関与，原子炉主任技術者の位置付けを明確にするとともに，経営責任者への報告，保修工事に係る記録の保存等について明確にする。 | ●国からの行政処分に関する取り組み (2) －1保安規定の変更 (変更命令)【日常業務化】<br>①経営責任者への報告の適切性，経営責任者の安全への関与の充実について改善点がないかどうか，安全上重要な設備に関する許認可等の手続き漏れ等がなく処理が妥当であったか，H20年度も日常業務として引き続き運用面の検証 (原子炉主任技術者，所長，経営責任者と懇談) を年2回程度実施し，要求事項が満足されていない場合，関係する要領類の整備，原子炉主任技術者の独立性を担保する体制の改善等を運用面の改善を講じることとし，原子力運営担当の業務実施計画に織り込み実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP8 国からの行政処分に関する取り組み (2) －2保安規定の変更 (省令改正／審査内規) 2－② (日常業務化等，恒常的な取組み) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 発電設備の総点検結果を踏まえた省令改正および審査内規に基づき，法令遵守体制 (責任者の関与，安全文化醸成，情報の公開，国への報告) 等に関しての対応を明確にする。 | ●国からの行政処分に関する取り組み (2) －2保安規定の変更 (省令改正／審査内規) 【日常業務化】<br>①「法令遵守の体制」，「安全文化の醸成のための体制」に関する理解と個人個人の意識の高揚・維持および向上を図っていく目的から，H20年度も日常業務として，意識の浸透度合い(法令遵守，安全文化醸成の定着度)に関するアンケートを年1回程度実施し，色々な角度から定着度・理解度を評価することとし，原子力運営担当の業務実施計画に織り込み実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP8 国からの行政処分に関する取り組み (3) 検査制度見直しに対する対応 2－② (日常業務化等，恒常的な取組み) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 原子力安全委員会決定を踏まえ，原子力安全・保安院の「検査の在り方に関する検討会」において提言された新たな検査制度の導入に向けた制度設計 (保全計画の充実等) への対応を行う。 | ●国からの行政処分に関する取り組み (3) 検査制度見直しに対する対応【日常業務化】<br>①日常業務として，当社の保安規定変更認可申請および保安規程変更届出の都度，保全プログラム，保全計画書の内容が妥当であるかを，当社が行ってきたこれまでの点検結果および他社の計画書等を参考に評価することとし，原子力運営担当の業務実施計画に織り込み確認する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP8 国からの行政処分に関する取り組み (4) 直近の定期検査における特別な定期検査 1－① (対策完了) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 直近の定期検査において，国 (NISA，JNES) が実施する特別な検査を受検する。 | 【完 了】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | AP8 国からの行政処分に関する取り組み (5) 特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応 1－① (対策完了) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 島根原子力発電所に対する特別原子力施設監督官による特別な監査・監督 | 【完 了】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

# 再発防止対策の具体的行動計画 【原子力部門】

－凡 例－
▽□：計画，▼■：実績

【不正をさせない業務運営】

| | 再発防止対策 | 具体的内容 | 評価方法又は実施状況確認方法 | 主管箇所 | 対象箇所 | 平成20年度 上期 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 下期 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 実施状況 | 評価確認状況 | 今後の取り組み |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 保安確保の徹底 | AP8 国からの行政処分に関する取り組み（6）制御棒引き抜け等の報告義務化 2－③（現行内容継続） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国からの行政処分に関する取組み | 設備改造の基本方針は，策定済み。次回定検において設備改造し，環境が整い次第手順書化する。 | ・制御棒引き抜け防止に係る設備改造およびその手順書の内容について，原子力発電保安運営委員会で審議し，マネジメントレビューで社長へ報告する。 | 島根原子力発電所電気保修課 | 原子力部門 | INT追加詳細検討<br>・2号機15回定検で実施検討<br>・1号機28回定検で実施検討 | | | | ▼7/15保安運営委員会<br>2号機INT機能設置工事<br>2号機INT納入図書検討<br>2号機INT機能設置工事手順書検討 | | | | 凡例<br>INT：インターロック<br>▽手順書改正施行 | | | | 《実施状況》<br>制御棒引き抜け防止に係る設備対策の詳細検討終了。7月の委員会審議を経て，9月より島根2号機工事実施中（1号機は平成21年度に実施）。<br>《課題・問題点》<br>－<br>《見直し内容》<br>施策実施過程で工程を一部見直し。 | 《主管部門評価結果》<br>《内部監査部門評価結果》 | |
| | AP8 国からの行政処分に関する取り組み（7）原子力発電施設の保安検査の結果の公開 1－①（対策完了） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国による特別な検査を含めた保安検査の結果の公開に同席し，当社の再発防止対策の実施状況について，積極的に情報発信することにより地域の皆さまの信頼回復に寄与する。 | 【完 了】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経営機構改革 | AP1 QMS高度化計画の実施（1）総括組織のあり方検討 2－②（日常業務化等，恒常的な取組み） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 各組織を横断的に総括する仕組みがなく，組織全体としてのQMSの取組みが不足している。このため，組織全体が整合性を持って活動できる仕組みを構築し，統一的管理の向上を図る。 | ●QMS高度化計画の実施（1）総括組織のあり方検討【日常業務化】<br>①総括組織等の運用開始後の有効性評価の実施をMR実施計画の中に織り込む。その有効性は意識調査を実施し，その結果をQMS推進者会議において評価し，MRへ報告する。（5段階評価で3以上）（H20年10月を予定） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |